

審査品質管理小委員会報告書（平成 2 7 年度）

平成 28 年 4 月

産業構造審議会 知的財産分科会

審査品質管理小委員会

はじめに

本小委員会は、特許庁における特許・意匠・商標の審査に関し、品質管理のポリシーや、必要なマニュアル等、品質管理の方針や手続が適切に整備されているか、品質管理体制が適切に整えられているか、方針や手続に沿った品質管理が適切に実施されているかなどの、品質管理の実施体制及び実施状況等についての検証・評価を通じ、特許庁の品質管理の向上に向けた提言等を行うため、平成 26 年 8 月に産業構造審議会知的財産分科会の下に設置された。

我が国企業の事業・研究活動のグローバル化に伴い、我が国特許庁による審査の結果は海外においても評価され、諸外国において円滑に権利化が図られることに寄与することも求められている。また、産業財産権制度を活用した事業の予見性を高め、紛争を未然に防止することも求められている。これらの要請に応えるには、権利を設定するために行われる審査について、その質の維持・向上が欠かせない。

このような状況を受け、我が国特許庁は、平成 26 年度に、「強く・広く・役に立つ権利設定」などを謳った「品質ポリシー」を策定・公表し、これに基づく審査を行うための品質管理システムを特許・意匠・商標横断的に構築してきた。そして、この品質管理システムを機能させ、審査の質の維持・向上を実現するには、審査の質に係る特許庁内部の取組としてのいわゆる P D C A サイクルを機能させ適切に審査を行い、継続的に改善することが肝要である。

本小委員会は、このような特許庁内部の取組に、客観的な評価や改善提言を反映させることによって、国際的にも先進的な品質管理を実現すべく、昨年度策定した審査の品質管理の評価項目及び評価基準に基づいて、特許庁からなされた品質管理に関する報告をもとに、今年度の特許庁の品質管理の実施体制及び実施状況について検証・評価し、その改善点についての検討を行った。

なお、昨年度の本小委員会の報告書において、審査の質を評価するために用いることができ、かつ、適切な審査を妨げることのないような定量評価指標について、海外特許庁の状況も勘案しつつ、「調査・検討を通じ、今後も慎重な議論を行うことが好ましい。」としたことを受け、今年度、品質目標の海外調査が特許庁により行われたので、その結果を、本報告書の巻末に添付する。

産業構造審議会知的財産分科会 審査品質管理小委員会
開催経緯

第1回小委員会 平成27年12月17日

- 議事 ①品質管理に関する取組の実施状況について
②評価項目・評価基準に基づく中間評価について
③中間評価に基づく実施体制・実施状況に対する改善提言について

第2回小委員会 平成28年3月28日

- 議事 ①品質管理に関する取組の実施状況について
②評価項目・評価基準に基づく評価について
③評価に基づく実施体制・実施状況に対する改善提言について
④品質目標の海外調査結果報告について
⑤平成27年度審査品質管理小委員会報告書（案）について

産業構造審議会知的財産分科会 審査品質管理小委員会
委員名簿

委員長	相澤	英孝	一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授
	浅見	節子	東京理科大学大学院イノベーション研究科教授
	飯村	敏明	ユアサハラ法律特許事務所弁護士
	小原	寿美子	伊東国際特許事務所弁理士
	古城	春実	桜坂法律事務所弁護士
	竹本	一志	日本知的財産協会参与
	田沼	有美子	株式会社日立製作所知的財産本部知財ビジネス本部 デザイン・商標センタデザイングループ主任技師
	長澤	健一	日本国際知的財産保護協会会長
	中條	武志	日本品質管理学会顧問・中央大学教授
	中村	仁	大野総合法律事務所弁理士
	渡部	俊也	東京大学政策ビジョン研究センター教授

(敬称略，五十音順)

目次

I. 審査品質管理の取組状況	1
1. 特許.....	2
(1) 質の高い審査を実現するための方針・手続・体制の整備.....	2
(2) 審査の質の維持・向上のための取組の充実	3
(3) 品質検証のための取組の充実	6
(4) 海外の特許庁との協力・情報発信	7
(5) 審査の質についての目標設定	7
2. 意匠.....	8
(1) 質の高い審査を実現するための方針・手続・体制の整備.....	8
(2) 審査の質の維持・向上のための取組の充実	8
(3) 品質検証のための取組の充実	9
(4) 海外の特許庁との協力・情報発信	9
(5) 審査の質についての目標設定	10
3. 商標.....	11
(1) 質の高い審査を実現するための方針・手続・体制の整備.....	11
(2) 審査の質の維持・向上のための取組の充実	11
(3) 品質検証のための取組の充実	12
(4) 海外の特許庁との協力・情報発信	13
(5) 審査の質についての目標設定	13
II. 品質管理の実施体制・実施状況に関する評価結果	14
1. 特許.....	16
2. 意匠.....	19
3. 商標.....	22
III. 品質管理の実施体制・実施状況に関する改善提言	25
1. 特許.....	25
2. 意匠.....	26
3. 商標.....	27
4. 審査の質を評価する指標.....	28
IV. むすび	29

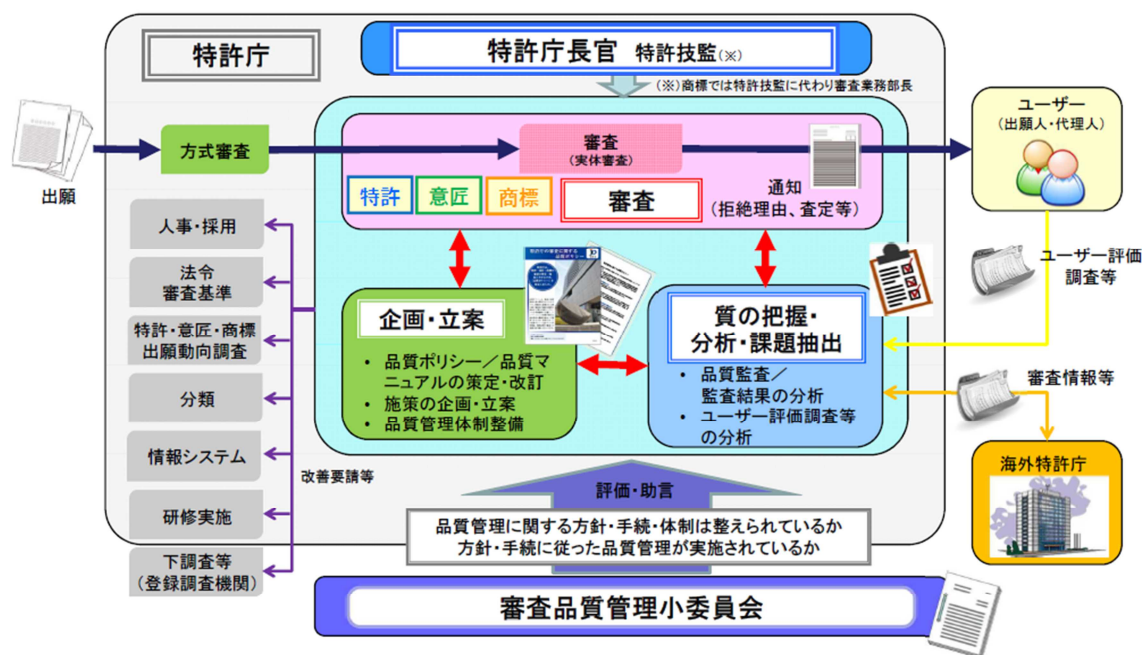
参考資料

(参考 1) 審査品質管理に関する評価項目及び評価基準	31
(参考 2) 海外特許庁における品質目標の調査結果の概要	35
1. 品質目標の海外調査結果報告 (特許)	36
2. 品質目標の海外調査結果報告 (意匠)	52
3. 品質目標の海外調査結果報告 (商標)	65

I. 審査品質管理の取組状況

特許庁では、以下に図示するような品質管理システムを構築し、品質管理を行っている。

特許庁の品質管理システム

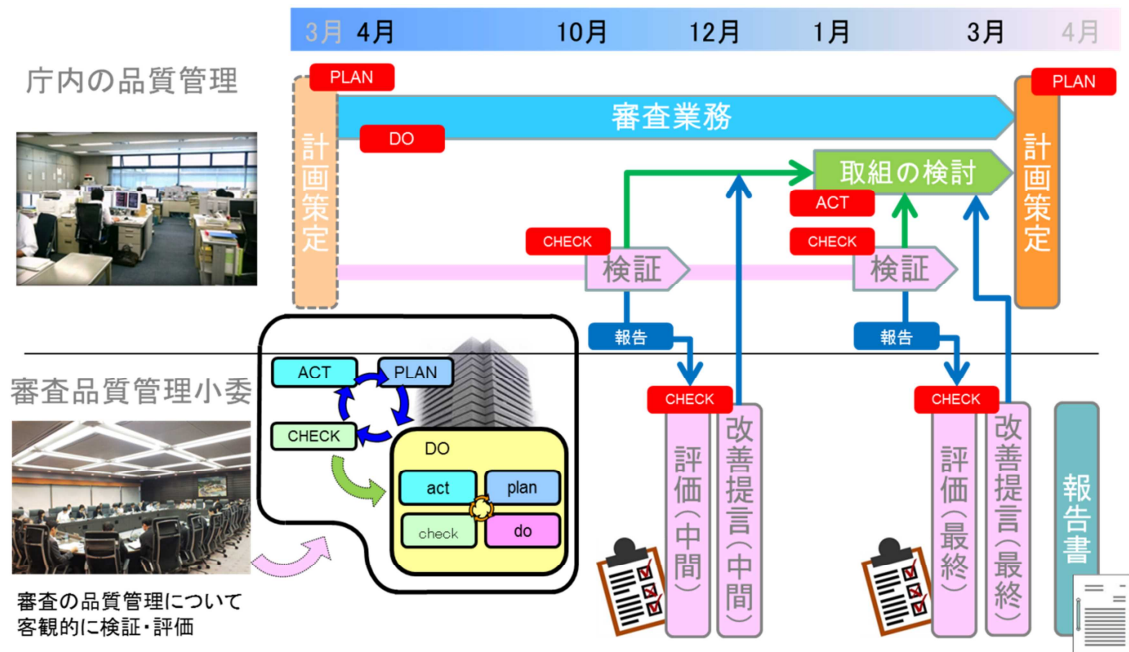


特許庁の品質管理システムの全体像

この品質管理システムの整備及び実施に対しては、長官及び特許技監（商標では特許技監に代わり審査業務部長）が責任を負っている。そして、実体審査を行う審査部門、品質管理施策の企画・立案を行う部門、質の把握・分析を行う部門が、それぞれの役割を果たしながら、相互に連携することで品質管理を行っている。

本小委員会は、品質管理の実施体制及び実施状況等についての検証・評価を通じ、特許庁の品質管理の向上に向けた提言等を行うため、産業構造審議会知的財産分科会の下に設置された。

下図に示すように、特許庁はその内部で自らPDCAを運用して、審査の質の継続的改善を行っている。その上で、本小委員会は特許庁の報告に基づき、品質管理の実施体制及び実施状況について評価や改善提言を行い、これを特許庁内のPDCAサイクルに反映することを通じて、審査の質の向上に寄与するという役割を有している。



庁内の品質管理と審査品質管理小委員会との関係

なお、特許庁の品質管理システムを文書化するものとして、特許、意匠、商標の各審査の品質管理について「品質管理に関するマニュアル（品質マニュアル）」が作成され、特許庁のホームページにおいて公表されている。

このような品質管理システムの下、特許庁が平成 27 年度に審査の質の的確な把握、そして審査の質の維持・向上のために行った主要な取組は以下のとおりである。

1. 特許

（1）質の高い審査を実現するための方針・手続・体制の整備

迅速性を堅持しつつ、審査の質を向上させるためには、審査体制の充実が欠かせない。

そのため、審査体制の整備・強化のために任期付審査官を含む審査官の増員を進め、合計 140 名が採用された。なお、すでに任期付審査官として 10 年にわたり経験を積んだ者が継続して審査業務を行えるよう、再採用の道も引き続き確保された。（106 名のうち再採用は 56 名。）

また、国際審査官協議、外国文献調査の充実、PCT 管轄拡大等の審査業務の国際化への対応の観点から、審査官の外国語能力の維持・向上に努めること

が重要である。

そのため、今年度は外国語研修の規模が拡大された（受講者数は昨年度比で約3割増）。

審査の質を向上させるためには、品質管理体制の充実も欠かせない。

そのため、昨年度に続き品質管理室職員 5 名が維持され、調査員（品質管理補助）は昨年度から 8 名増加した 24 名が確保され、品質管理体制が拡充された。また、品質監査¹については、審査の質を全体的に把握する観点から、昨年度の試行期間を通じた分析をもとに、より適切な監査が実施できるよう主要な起案書²種別³を対象として、再サーチも含めた品質監査を行う品質管理官（技術単位担当）⁴と、拒絶理由の論理構成及び起案書の内容の的確性を中心とした、再サーチを実施しない品質監査を行う品質管理官（総括担当）⁵とが分担して本格的に実施された。また、品質管理官（総括担当）の監査のための下準備を行う調査員（品質監査補助）が新たに配置された。

審査の質の管理のためには、審査に関わる職員一人一人における品質管理への理解が欠かせない。

そのため、審査官に対して品質ポリシーや品質管理システムなどの品質管理の基本に関する研修が引き続き実施され、受講者の理解の確認も行われた。また、審査長単位で期間を定めた品質に関する集中的な議論が行われ、品質管理に関する理解状況が確認されると共に、理解の促進が図られた。

（２）審査の質の維持・向上のための取組の充実

審査の質を向上させるためには、審査官間における判断基準を一定にするのみならず、国際的に通用する審査をする必要がある。

そのため、「特許・実用新案審査基準」が全面改訂され、簡潔かつ明瞭な記載にされるとともに、英訳版も作成され海外発信された。また、同時期に改訂された「特許・実用新案審査ハンドブック」においては、審査の基本的な考え方をより深く理解できるものとなるように、特許が認められる例と認められない

¹ 「品質監査」は、審査の質を把握することを目的とし、無作為に抽出された案件を対象に、審査官の処分等の判断及びその結果として作成された起案書の適否の確認を通じて、審査の質の分析・評価を行うものである。

² 審査官が作成した処分等に係る書面。

³ 最初・最後の拒絶理由通知、特許査定、拒絶査定、国際調査報告及び国際調査機関の見解書。

⁴ 各技術単位の案件を担当する品質管理官。

⁵ 管理職経験を有し、各部内の案件を横断的に担当する品質管理官。

例のバランスを考慮しながら事例や裁判例の記載の充実が行われた。

また、改訂された「特許・実用新案審査基準」には、品質ポリシーに沿った審査が十分なされるように、品質ポリシーの基本原則に則った審査の基本方針が明記された。そして、全ての審査官を対象として、「特許・実用新案審査基準」の改訂内容を周知するための研修が実施された。

これに対して、ユーザーから、審査の基本方針として、質の高い特許権の設定という視点をもって審査することが明記されている点や、審査の流れに沿った審査のあり方が説明されている点などが、分かりやすく読みやすいとの意見があった。

PCT国際出願に関しては、より一層高品質な国際調査報告や国際予備審査報告を世界に発信することが求められる。

そのため、PCT国際出願に関する業務手順や判断基準を詳述した「PCT国際調査及び予備審査ハンドブック」が作成された。また、とりわけ我が国の特許審査の信頼性を国際的に高める上で重要と考えられる「他庁を受理官庁とする英語PCT案件」が、新たに必須協議案件とされ、審査官の意見交換や知識共有が促進された。

ユーザーの審査に対する信頼を高めるためには、審査官の判断をユーザーにわかりやすく伝える必要がある。

そのため、国内外の出願人・代理人に審査官の意図がより良く伝わるように、拒絶理由通知書に記載する項目の順序を定めるなどして、拒絶理由通知書等の記載に統一性があり読みやすい様式となるよう見直された。さらに、見直しを行った記載様式の運用の定着を支援し、かつ、起案書の形式的な瑕疵を減少させるため、定められた様式に従っていない記載及び形式的な瑕疵等を検出可能な起案支援ツールが審査官に提供された。

その結果、ユーザー評価調査の自由記入欄では、より分かりやすい拒絶理由通知となりその後の対応がしやすくなったとの意見が多くみられ、統一性があり読みやすい様式も一因となって、拒絶理由通知書等の記載の印象の変化が「良くなってきた」との回答が26%で、「悪くなってきた」の4.6%を上回ったと思われる。

特許性の的確な判断のためには、最新の技術動向やビジネス動向の把握が必要である。

そのため、審査官が学会へ参加し、企業と意見交換を行い、最新の動向を把握する取組がなされている。また、平成11年度から実施されている特許出願技

術動向調査が継続して行われ、今年度は衛星測位システムを始めとする 20 のテーマで調査がなされた。審査官が企業の事業戦略を面接等により把握しながら審査を進める事業戦略対応まとめ審査は、今年度 4 月から 2 月に 35 件の申請がなされ、369 件の特許出願が当該審査の対象とされた。さらに、7 月に 10 日間の日程で「巡回特許庁 in KANSAI」が開催され、34 社 150 件の出張面接審査が行われた。2 月には、「巡回特許庁 in OKINAWA」、「巡回特許庁 in 中部」がそれぞれ沖縄と名古屋で開催された。

審査官が作成した起案書の不備を減少させるためには、これらの起案書に対して管理職による品質チェックとして行われる決裁⁶の充実が欠かせない。

そのため、改訂された「特許・実用新案審査基準」の内容も踏まえた決裁のためのガイドラインが策定された。また、全決裁者を対象とする決裁時に留意すべきポイントについての研修が実施された。そして、決裁の際の審査官への指摘事項に関する情報の蓄積も開始された。

先行技術調査は審査の重要な柱の一つであり、調査のための基盤を恒常的に整備することや調査能力の維持・向上に努めることが重要である。

そのため、今年度は、80 メイングループの F I 分類表が改正され、16 テーマの F タームメンテナンスが行われた。外国特許文献調査については、外国特許分類情報（C P C 等）、英語シソーラスといった文献調査に関する知識を収集・蓄積し、審査官で共有・活用する取組が引き続き進められている。非特許文献検索については、2 つの庁内 D B の他、6 つの検索系・36 の文献取り寄せ系・3 つの辞書系の商用 D B を一つの庁内イントラネットからまとめてアクセス可能な状態が継続され、新たに I S O 等の規格文書が庁内 D B に蓄積されて審査官による簡便な利用が可能とされた。

高品質かつ効率的な特許審査のためには、登録調査機関による先行技術調査を充実させ、これを効果的に活用することが欠かせない。

そのため、登録調査機関の選定にあたり、昨年度に納品された全件のサーチについて審査官がサーチ結果を評価し、その評価結果を考慮することが継続して行われた。また、新規の技術分野の調査を行う調査業務実施者に対して、O J T を継続して実施し審査官による指導が直接行われた。さらに、中韓文献翻

⁶ 審査は審査官が行うもの（特許法第 47 条）であるが、「決裁」は、審査基準の統一的な運用をはじめとする審査の品質保証に関するニーズに応えることを目的とし、全案件を対象に、起案書に記載された内容の確認を通じて、起案書に誤りがないか及び担当技術分野における統一的な運用がなされているかの確認を行うものである。

訳・検索システムを用いた先行技術調査の暫定試行を含め、外国特許文献の先行技術調査が拡充された。

その結果、登録調査機関による先行技術調査の対象となった案件に占める外国特許文献検索外注件数の割合が、約 50%（平成 26 年度：7.7 万件／14.9 万件）から約 70%（平成 27 年度：10.4 万件／15.5 万件）に増加され、外国特許文献の先行技術調査が拡充された。また、ユーザー評価調査において、外国特許文献調査の印象の変化が「良くなっている」との回答が 9.1%となり、「悪くなっている」との回答が 0.5%となった。

（３）品質検証のための取組の充実

品質の検証のための取組を充実させるためには、ユーザーの声を真摯に受け止めることが重要である。

そのため、ユーザー評価調査が引き続き実施され、よりの確にユーザーの意見を聴取する観点から、調査票の項目が追加されるとともに、昨年度から実施している在外ユーザーへの調査の規模が拡大された。

また、業界や企業との意見交換の機会を利用して、審査の質に関するユーザーの声が引き続き把握されている。さらに、特許庁幹部により、国内外の企業経営層との間でも審査の質を含めた特許庁の取組について、幅広く意見交換がなされている。

さらに、ユーザーから寄せられた意見については、適切に集約・分析し、必要に応じて審査長等にフィードバックが行われた。また、ユーザーから寄せられた意見の中から特に注意すべき事項がある場合は、事例をパターン化した上で、品質管理の基本に関する研修の中で紹介されるとともに、品質管理の庁内誌を通じて審査官に対して定期的に情報提供された。

審査の質をよりの確に把握するためには、品質監査の充実も重要である。

そのため、品質監査の時期が決裁後、かつ、発送前に統一され、監査により発見された瑕疵を解消した上で発送できるような仕組みが整えられた。また、形式的瑕疵をチェックする部分監査において、特定期間に特定の技術単位について集中的に監査が行われることでフィードバック効果が高められ、その結果、形式的瑕疵が減少した。

また、特許審査の質の向上に繋がる情報を得ることを目的として、審査段階での判断と審決の判断が相違した案件の要因分析が行われた。

（４）海外の特許庁との協力・情報発信

企業のグローバル活動を支援するには、我が国の審査結果が海外で尊重され、国際的な権利確保を円滑に行い得る環境を構築することが必要である。

そのため、我が国特許庁の審査の質に関する取組について、五庁品質管理会合において積極的に情報発信されるとともに、海外の特許庁と協力関係が構築され、人的交流による審査の質に関する取組の情報収集も継続された。さらに、欧州特許庁及びスウェーデン特許登録庁との間で共同分析が継続して実施されるとともに、新たに米国特許商標庁との間でも共同分析が開始された。

また、企業のグローバル活動を支援することを目的として、日米の特許審査官が協働して調査を実施する日米協働調査試行プログラムが 8 月から試行期間を 2 年として開始された。

さらに、PCT 国際機関会合において、図解を加えて詳細かつ総合的にまとめた世界に類のない業務指針として、平成 27 年 10 月に公表した「PCT 国際調査及び予備審査ハンドブック」について我が国特許庁より情報発信がなされ、海外の特許庁から高い評価が得られた。

（５）審査の質についての目標設定

審査の質の管理を行うに当たっては、品質についての目標を設定することが望まれる。しかし、審査の質を評価するための指標の作成は容易ではなく、設定の仕方によっては審査に偏りを与え、適切な審査に影響を与えるおそれもある。

そこで、まずは海外の特許庁における、指標に基づいた審査の質についての目標設定の状況を把握するため、各庁の品質管理担当者へのアンケート・ヒアリング調査が行われた。

24 の海外の特許庁への調査の結果、回答が得られなかったところが 7 庁、目標が設定されていないところが 1 庁、設定はされているが公開していないところが 7 庁、目標を公開しているところが 9 庁であった。また、審査の質についての目標設定に関して、指標に基づいて行っていることが特定できた 5 庁全てが審査期間を指標として使用していた。

2. 意匠

(1) 質の高い審査を実現するための方針・手続・体制の整備

審査の質を向上させるためには、品質管理体制の充実が欠かせない。

そのため、今年度から新たに品質管理の企画・立案を専任として行う者が1名設けられるとともに、品質監査においてチェックを担う者としてサーチ担当品質管理官が2名任命され、品質管理のために必要な体制の強化が図られた。

審査の質の管理のためには、審査に関わる職員一人一人における品質管理への理解が欠かせない。

そのため、審査官に対して品質ポリシーや品質管理システムなどの品質管理の基本に関する研修が実施され、受講者の理解の確認も行われた。

(2) 審査の質の維持・向上のための取組の充実

審査の質を向上させるためには、審査官間における判断基準を統一にする必要がある。

そのため、意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定に対応した「意匠審査基準」が国際意匠登録出願受付前までに一部改訂され、これに基づく審査が行われた。「意匠審査基準」の主な改訂内容は、新たに「国際意匠登録出願」の項目が追加されるとともに、「審査の進め方」の項目にも「国際意匠登録出願の場合の拒絶の通報」が追加され、国際意匠登録出願に関する意匠審査の具体的な手続が定められた。また、国内外ユーザーにも分かりやすいものとなるよう、意匠審査基準の英訳版も公表された。

さらに、サーチや判断のばらつき減少を目的に昨年度から行われていた管理職と審査官との協議に加え、国際意匠登録出願の審査に関しては、全案件が必ず協議することとされ、知識・情報共有が促進された。

その結果、ユーザー評価調査においても、最近一年程度の質全般を尋ねる項目が新たに追加されたところ、印象の変化について「良くなっている」との回答が「10.3%」であり、「悪くなっている」との回答は「2.9%」であった。

意匠の的確な把握のためには、最新の製品・技術動向やビジネス動向の把握が必要である。

そのため、審査官が学会へ参加し、企業との意見交換を行い、最新の動向を把握する取組が行われている。また、意匠出願動向調査が継続して行われ、今年度は自動車とファッションに関するテーマで調査がなされた。審査官が企業の事業戦略を面接等により把握しながら審査を進める事業戦略対応まとめ審査

は、1 月末までに 3 件の申請がなされ、41 件の意匠出願が当該審査の対象とされた。出願人・代理人との面接は 1 月末までに 385 回実施された。

その結果、特に、出願人・代理人との面接については、ユーザー評価調査において確認した審査官とのコミュニケーション（面接、電話による連絡等）に関して、回答者のうち 7 割以上から「満足」「比較的満足」との回答が寄せられ、丁寧な対応であるとユーザーから高い評価が得られた。

サーチは審査の重要な柱の一つであり、調査のための基盤を恒常的に整備することや調査能力の維持・向上に努めることが重要である。

そのため、ロカルノ国際分類を日本意匠分類に則して細分化した新意匠分類案の作成及び新意匠分類定義案作成のための調査事業が行われた。

（３）品質検証のための取組の充実

品質の検証のための取組を充実させるためには、ユーザーの声を真摯に受け止めることが重要である。

そのため、業界や企業との意見交換の機会を利用して、審査の質に関するユーザーの声が引き続き把握されている。

ユーザー評価調査において、よりの確にユーザーの意見を聴取する観点から、調査手法が見直されるとともに、外部委託して実施されることで調査対象者数が、昨年度の 70 社から、今年度は国内 278 社、外国 51 社へと増加された。

審査の質をよりの確に把握するためには、品質監査の充実も重要である。

そのため、サーチに関する品質監査の試行が行われた。

また、新たに導入されたハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づく国際意匠登録出願の審査に関しては全案件が必ず協議することとされ、今後の国際意匠登録出願に対する品質監査の観点についての検討が行われている。

さらに、意匠審査の質の向上に繋がる情報を得ることを目的として、審査段階での判断と審決の判断が相違した案件の要因分析が行われた。

（４）海外の特許庁との協力・情報発信

企業のグローバル活動を支援するには、我が国の審査結果が海外で尊重され、国際的な権利確保を円滑に行い得る環境を構築することが必要である。

そのため、我が国特許庁の審査の質に関する取組について、初開催となる意匠五庁会合及び日中韓意匠専門家会合等の国際会合や、W I P O 審査（上級）コース研修等の新興国向けの研修を通じて情報発信されるとともに、海外の特

許庁との協力関係が構築されることにより、審査の質に関する取組の情報収集も行われた。

（５）審査の質についての目標設定

審査の質の管理を行うに当たっては、品質についての目標を設定することが望まれる。しかし、審査の質を評価するための指標の作成は容易ではなく、設定の仕方によっては審査に偏りを与え、適切な審査に影響を与えるおそれもある。

そこで、まずは海外の特許庁における、指標に基づいた審査の質についての目標設定の状況を把握するため、各庁の品質管理実務者へのアンケート・ヒアリング調査が行われた。

23 の海外の特許庁への調査の結果、回答が得られなかったところが 5 庁、目標が設定されていないところが 3 庁、設定はされているが公開していないところが 8 庁、目標を公開しているところが 7 庁であった。また、審査の質についての目標設定に関して、指標に基づいて行っていることが特定できた 5 庁が審査期間を指標として使用していた。

なお、主な実体審査国である米国、韓国については、米国は意匠独自のものではなく特許と同じ品質目標を使用しており、韓国については品質目標が設定されていなかった。

3. 商標

(1) 質の高い審査を実現するための方針・手続・体制の整備

審査の質を向上させるために、審査の品質管理体制の充実が欠かせない。

そのため、兼任の者が専任化され、専任の者が1名増加されたことで、合計12名（専任2名）の品質管理官が任命され、品質管理のために必要な体制の整備が図られた。

また、平成27年4月から出願受付が開始された新しいタイプの商標の審査のために、専任の審査チームが編成され、新制度に対応するための審査実施体制が確立されるとともに、新しいタイプの商標の審査に際しての知識及び能力向上を図ることを目的とした研修等が新たに設けられ、8テーマについて、延べ572名が受講した。

その結果、新しいタイプの商標の審査についても、通常の商標審査処理とほぼ同程度に、迅速に審査が行われた。（出願受付から6月後の10月時点において43件の登録査定を通知。）

審査の質の管理のためには、審査に関わる職員一人一人における品質管理への理解が欠かせない。

そのため、審査官に対して品質ポリシーや品質管理システムなどの品質管理の基本に関する研修が引き続き実施され、受講者の理解の確認も行われた。さらに、全審査官を対象に、品質向上に関する意識付けを目的とした研修が実施された。研修は理解度を高める観点から少人数形式で実施され、研修後に受講者の理解の確認も行われた。

(2) 審査の質の維持・向上のための取組の充実

審査の質を向上させるためには、審査官間における判断基準を統一する必要がある。

そのため、「商標審査基準」について、「商標の識別性関連（3条）」の見直しが行われ、改訂案がまとめられた。また、新しいタイプの商標の審査に対応するために、「商標審査基準」が改訂され、これに基づく審査が進められるとともに、更なる審査運用の明確化を目的として「商標審査便覧」についても改訂された。そして、「商標審査基準」の内容を審査官に周知するため研修が実施された。さらに、審査官の協議が実施されており、この協議を、案件を担当する審査官が自発的に行うもののほか、所定の条件を満たす案件について必ず実施することで、審査官同士の意見交換や知識共有の促進が図られている。

商標審査における商標の識別性及び類似性の適切な判断のためには、最新の

取引実情やビジネス動向の把握が必要である。

そのため、今年度も商標出願動向調査が継続して行われた。また、業界や企業との意見交換の促進を図るべく、商標課及び各審査室において、平成 27 年度は、昨年度実績の約 2.5 倍（19 件→51 件）の意見交換が行われ、商標の識別性や類似性について、積極的に意見聴取が行われた。

審査官が作成した起案書の不備を減少させるためには、これらの起案書に対する管理職による品質チェックとしての決裁の充実が欠かせない。

そのため、管理者による決裁における基準・観点を定めた文書が策定された。また、審査官が起案書を作成する際に一元的な考え方に基づいて統一性を持って作成できるように、拒絶理由通知書等の起案書を作成する際の留意点をまとめた文書が策定された。

これらの取組の結果、ユーザー評価調査においても、最近一年程度の質全般の印象の変化を尋ねる項目が新たに追加されたところ、「改善傾向にある」との回答が「18.9%」であり、「悪化傾向にある」との回答は「6.8%」であった。

（３）品質検証のための取組の充実

品質の検証のための取組を充実させるためには、ユーザーの声を真摯に受け止めることが重要である。

そのため、ユーザー評価調査が引き続き実施され、よりの確にユーザーの意見を聴取する観点から、調査手法が見直されるとともに、外部委託して実施されることで調査対象者数が倍増され（200 社→400 社）、これにより調査対象社の出願件数ベースで全出願の約 15%程度がカバーされることとなった。

また、ユーザー評価調査において、新たに調査項目が追加されたことで、品質ポリシーの策定・品質マニュアルの整備等を始めとする品質管理に関する各種取組による効果が確認された。

審査の質をよりの確に把握するためには、品質監査の充実も重要である。

そのため、品質管理官のうち監査を実施する品質管理官が 1 名増やされ（8 名→9 名）、また、実施期間が 1 か月延長（2 か月→3 か月）されるとともに、監査件数についても倍増（1,680 件→3,150 件）され、品質監査の充実が図られた。

また、品質監査対象案件のうち、不備があった場合に出願人及びそれ以外の第三者に対する影響がより大きい登録査定案件については全て、品質監査の時期が決裁後、かつ、発送前に統一され、監査により発見された瑕疵を解消した上で発送できるような仕組みが整えられた。

審査における判断が審判における判断と相違する場合、その相違する要因を分析することが審査の質の向上には欠かせない。

そのため、拒絶査定不服審判が請求された案件のうち、審判の段階で拒絶査定が覆った案件の要因分析が行われた。また、新たに、平成 26 年度に異議申立され、取消決定がなされた案件全件の要因分析も行われた。

（４）海外の特許庁との協力・情報発信

我が国特許庁における審査の品質管理の取組に対する理解やプレゼンスの向上を図るためには、国内のみならず海外に向けても適切な情報発信がなされることが必要である。

そのため、我が国特許庁の審査の質に関する取組について、国際会議や新興国向けの研修を通じて情報発信が行われた。さらに、我が国特許庁からの提案で、日米欧中韓の商標五庁における会合において、新たに、商標審査に関する品質管理の取組をそれぞれの庁が情報共有するセッションが実施されることになった。加えて、海外ユーザー団体の年次会合に新たに参加することを通じて、これらの団体との協力関係も構築されている。

（５）審査の質についての目標設定

審査の質の管理を行うに当たっては、品質についての目標を設定することが望まれる。しかし、審査の質を評価するための指標の作成は容易ではなく、設定の仕方によっては審査に偏りを与え、適切な審査に影響を与えるおそれもある。

そこで、まずは海外の特許庁における、指標に基づいた審査の質についての目標設定の状況を把握するため、各庁の品質管理担当者へのアンケート・ヒアリング調査が行われた。

23 の海外の特許庁への調査の結果、回答が得られなかったところが 4 庁、目標が設定されていないところが 5 庁、設定はされているが公開していないところが 8 庁、目標を公開しているところが 6 庁であった。また、審査の質についての目標設定に関して、目標特定ができた 5 庁のうち、4 庁が審査期間を指標として使用していた。

Ⅱ. 品質管理の実施体制・実施状況に関する評価結果

評価は、特許庁からなされた品質管理に関する報告をもとに、本小委員会が昨年度に策定した「審査品質管理に関する評価項目及び評価基準」（巻末の参考 1 を参照）に基づいて行った。

各評価項目における評価基準については、その達成度が適切に評価でき、かつ、必要以上に複雑にならないよう、4 段階の評価基準（「極めて良好」、「良好」、「概ね達成」、「改善を要す」）を採用している。また、特許、意匠、商標とも審査プロセスは共通であることから、その達成段階を測る評価基準として、共通のものを策定した。

そして、各評価基準においては、それぞれの評価項目における評価の目的及び観点を明確化した上で、各段階において達成すべき行動、状況等について、具体的に設定している。

特に、評価項目⑥及び⑦については、「必要とされる取組が計画されて、それが計画どおりに実施され、かつ、当該取組の目的を達成している」ことのみではなく、「更なる品質の向上に資する効果が得られている」場合に、「極めて良好」と評価する。

また、評価項目⑧については、「審査の質の分析と課題抽出が十分に行われている」ことのみではなく、さらに、「課題抽出」が「総合的な視点から行われている」場合に、「極めて良好」と評価する。

さらに、評価項目⑨及び⑩については、「方針・手続・体制」及び「品質管理の取組」の改善が「十分に行われている」だけでなく、さらに、「優れている」場合に、「極めて良好」と評価する。

本小委員会による審議を前にして、特許・意匠・商標別に、11 個の評価項目のそれぞれについて、審査品質管理に関する実績・現況等をまとめた資料（平成 27 年度第 1 回資料 3～5、第 2 回資料 2～4）が、特許庁から委員に提示された。実績・現況等のうち、資料では不明な点については、委員会における特許庁に対する質疑において説明されている。

各委員は、上記資料の記載等に基づいて、評価基準に従って各評価項目を 4 段階で評価し、上記質疑の結果や各委員の評価結果に基づいて、審議の上、委員会としての評価をまとめた。

評価の取りまとめにあたっては、各委員から示された評価の中央値を以て委員会としての評価とすることとし、委員会の評価と異なる評価については、そ

の旨を評価基準との関係において併記することとした。

なお、特許庁から提示された資料で、今年度に変更された主な点は以下のとおりであった。

- ① 評価項目⑨及び⑩が今年度はじめて評価対象となったのに伴い、これらについての資料が作成されたこと
- ② 評価項目①～⑪ごとの実績・現況等をまとめた資料に加えて、本小委員会が昨年度に行った評価及び改善提言を活用した、審査の品質管理の取組状況をまとめた資料が作成されたこと。

以下に、本小委員会による評価結果をまとめる。

1. 特許

評価項目①（「品質ポリシー」及び「品質マニュアル」等の文書の作成状況）

「品質ポリシー」、「品質マニュアル」、その他品質管理のための具体的な手順を示す文書が作成されており、これら文書が適切に管理されていることから、「極めて良好」と評価される。

ただし、上記文書の見直し状況などから、文書が適切に作成・管理されているとまではいえないとして、「良好」との評価もあった。

評価項目②（審査及び品質管理のための手順の明確性）

特許審査においてなすべき事項及びその具体的な手順が「特許・実用新案審査基準」に定められており、品質管理の整備と実施に責任のある者及び品質管理のための手順や担当が「品質マニュアル」において十分に明確化されていることから、「極めて良好」と評価される。

ただし、上記文書の内容が、審査の質の維持・向上をするうえで十分ではないとの理由から、「良好」との評価もあった。

評価項目③（品質管理の基本原則等の制度ユーザーへの公表及び職員への周知）

「品質ポリシー」、「品質マニュアル」共に、海外のユーザーを含めて容易にアクセスできる程度に外部公表され、審査に関わる全ての職員に対して複数の手段を通じて周知されるとともに、職員向けの研修が定期的を実施され、受講者の理解度の確認が行われた。また、審査長単位で期間を定めて品質に関する集中的な議論を全審査官が行うこととし、品質管理に関する理解状況が確認されると共に、理解の促進が図られた。さらに、改訂された「特許・実用新案審査基準」に、品質ポリシーの基本原則に則った審査の基本方針が明記され、その内容を審査官に周知するために全ての審査官を対象とした研修が開催されたことから、「極めて良好」と評価される。

ただし、職員の理解度についての実態把握の観点から、「良好」との評価もあり、また、庁外への周知の観点から、「概ね達成」との評価もあった。

評価項目④（審査実施体制）

審査体制の強化・審査の効率化の取組により、求められる件数の審査を効率的に行いつつ高品質の審査を実現できる組織体制、人員配置が確立されている。しかし、限られた審査官数で先行技術調査や品質向上のための取組が行われているため、欧米と比較して審査官一人当たりの審査負担が大きく、国際的に遜色がない組織体制・人員配置が確立されているとまではいえないことから、「概ね達成」と評価される。

ただし、適正・迅速な審査のための体制が国際的に遜色のない水準にあるとの理由から、「良好」との評価もあった。

評価項目⑤（品質管理体制）

品質管理を行うための組織として、責任者、審査業務の実施者、施策の企画・立案者、質の分析・評価者のそれぞれの組織を実態上独立して設けており、より適切な監査の実施のために品質管理官が主要な起案種別を分担する等、国際的に遜色のない水準において監査ができるように品質管理の取組が効率的・効果的に企画、立案され、実施可能な組織体制・人員配置が確立されていることから、「良好」と評価される。

ただし、指導体制等の観点から「極めて良好」との評価、また、品質監査のサンプル数や審判結果の活用の観点から、「概ね達成」との評価もあった。

評価項目⑥（品質向上のための取組）

品質向上のための必要とされる取組（決裁、決裁前の起案チェック、協議、業績目標と審査官の評価、面接・電話応対、外国特許文献サーチ等の拡充、品質関連情報の収集・提供、研修、登録調査機関による先行技術調査の評価と指導、検索インデックスの付与及び整備）が昨年度から継続して計画どおり実施されるとともに、更なる品質の向上に資する取組として、「特許・実用新案審査基準」等の改訂、拒絶理由通知書等の記載様式の統一、日米協働調査試行プログラムが開始され、それぞれの取組の目的が達成された。そして、記載様式を統一したことで、決裁や品質監査が効率的に行えるという更なる品質の向上に資する効果が得られたことから、「極めて良好」と評価される。

ただし、上記取組の評価手法や課題の重要度が明確でない結果として、改善の効果が示されていないとの理由から、「良好」との評価もあった。

評価項目⑦（品質検証のための取組）

品質検証のために必要とされる、品質監査によるサーチの妥当性や認定・判断の妥当性の検証、部分監査による通知書の形式的な事項の検証が計画件数どおりに実施され、それぞれの取組の目的が達成された。また、決裁後かつ出願人・代理人への発送前に品質監査を実施する体制に移行したことで、決裁を含めて庁として外部に提供する審査の質を把握することができると共に、発見された不備を解消した上で発送することが可能となるという目的が達成されたことから、「良好」と評価される。

評価項目⑧（審査の質の分析・課題抽出）

複数の情報取得手段を利用して、審査の質の分析と、ユーザーニーズ及び今後の審査業務量や制度改正の動向を踏まえた課題抽出が十分に行われ、課題の絞り込みも行われていることから、「良好」と評価される。

評価項目⑨（質の高い審査を実現するための方針・手続・体制（評価項目①～⑤）の改善状況）

審査実施体制は諸外国に比べてまだ十分とはいえないものの、平成 26 年度の実施体制を反映させるために「品質マニュアル」が遅滞なく改訂され、品質管理の基本に関して職員への周知をより徹底させた上でその内容が理解されているかを確認し、方針・手続・体制に対する改善が十分に行われたことから、「良好」と評価される。

ただし、手続の変更の結果と改善との関係が不明であることや、品質管理体制が十分でないとの理由から、「概ね達成」との評価もあった。

評価項目⑩（品質管理の取組（評価項目⑥～⑧）の改善状況）

昨年度の分析を通じて抽出した課題に対応して、拒絶理由通知書等の記載様式の統一や決裁におけるガイドラインの策定等、品質管理の取組の改善が十分に行われたことから、「良好」と評価される。

ただし、取組の変更の結果と改善との関係が不明であるとの理由から、「概ね達成」との評価もあった。

評価項目⑪（審査の質向上に関する取組の情報発信）

審査の質向上に関する情報発信を、意見交換等を通じて国内外ユーザーに、また、国際会合や審査官の派遣・受入を通じて外国庁に対して行い、継続的な協力関係が構築されている。また、PCT国際機関会合において、図解を加えて詳細かつ総合的にまとめた世界に類のない業務指針として、平成 27 年 10 月に公表した「PCT国際調査及び予備審査ハンドブック」について情報発信することで、海外の特許庁から高い評価が得られたことから、「極めて良好」と評価される。

ただし、外国庁との共同の取組及び統計的情報の公開の状況から把握される協力関係の構築状況の観点から、「良好」との評価もあった。

2. 意匠

評価項目①（「品質ポリシー」及び「品質マニュアル」等の文書の作成状況）

「品質ポリシー」、「品質マニュアル」、その他品質管理のための具体的な手順を示す文書が作成されており、これら文書が適切に管理されていることから、「極めて良好」と評価される。

ただし、上記文書の見直し状況から、文書が作成・適切に管理されているとまではいえないとして、「良好」との評価もあった。

評価項目②（審査及び品質管理のための手続の明確性）

意匠審査においてなすべき事項及びその具体的な手順が「意匠審査基準」に定められており、品質管理の整備と実施に責任のある者及び品質管理のための手順や担当が「品質マニュアル」において十分に明確化されていることから、「極めて良好」と評価される。

ただし、上記文書が、審査の質の維持・向上をするうえで十分ではない又は明確とまではいえないということから、「良好」又は「概ね達成」との評価もあった。

評価項目③（品質管理の基本原則等の制度ユーザーへの公表及び職員への周知）

「品質ポリシー」、「品質マニュアル」共に、海外のユーザーを含めて容易にアクセスできる程度に外部公表され、審査に関わる全ての職員に対して複数の手段を通じて周知されるとともに、職員向けの研修が定期的実施された。また、当該研修だけでなく、新たに全意匠審査官向けに審査の質の重要性や品質管理の基本原則等に関する研修が行われ、各研修後には理解度の確認が行われていたことから、「極めて良好」と評価される。

ただし、職員の理解度についての実態把握の観点から、「良好」との評価もあり、また、庁外への周知の観点から、「概ね達成」との評価もあった。

評価項目④（審査実施体制）

現組織の体制・人員配置において、審査処理については、一次審査件数はここ数年、出願件数とほぼ同数で推移している。また、2014年における出願から一次審査通知までの期間は平均6.2か月を実現し、上半期も同水準で推移している。しかし、審査官一人当たりの審査処理件数は米国と比較すると多い現状にあり、さらに、限られた審査官数で国際意匠登録出願の審査や品質向上のための取組も行われているため、他の実体審査国と比較して審査体制、人員配置が確立されているとまではいえないことから、「概ね達成」と評価される。

ただし、効率的に審査を行っていること等により、国際的に遜色のない水準

であるとの理由から、「良好」との評価もあった。

評価項目⑤（品質管理体制）

新たに品質管理の企画・立案を専任として行う者が 1 名設けられ、また品質監査のチェックを担う者としてサーチ担当品質管理官も 2 名任命された。品質監査の分析・評価を行う者は、専任ではなく、通常業務との兼任となっているものの、限られた組織体制の中、品質管理の取組が行われている等、他の実体審査国が取り組んでいる品質管理と同様な管理が行える体制が整えられたことから、「良好」と評価される。

ただし、採用した体制の効果等が明確でない結果として、国際的に遜色のない水準にあるとまではいえないとの理由から、「概ね達成」との評価もあった。

評価項目⑥（品質向上のための取組）

品質向上のために必要とされる取組（例えば、国内出願に対する協議及びそのフィードバック等）が、昨年度から継続して計画どおりに実施されるとともに、それぞれの取組の目的が達成された。また、品質の向上に資する取組として、新たに導入された国際意匠登録出願の審査について全案件が協議対象とされ、審査官同士の意見交換や知識共有の促進が図られたことから、「良好」と評価される。

評価項目⑦（品質検証のための取組）

品質検証のために必要とされる、品質監査による判断・起案の妥当性の検証が計画どおりに実施されるとともに、それぞれの取組の目的が達成された。また、サーチに関する品質監査の試行が行われた。国際意匠登録出願の品質監査については、チェック項目を見極めるため、全案件が協議対象とされた。ユーザー評価調査については、調査項目の追加や調査対象の拡大が行われたことから、「良好」と評価される。

ただし、検証の目的が一部達成されていないとの理由から、「概ね達成」との評価もあった。

評価項目⑧（審査の質の分析・課題抽出）

現状の品質管理体制の中で、各種取組において審査の質の分析と課題の抽出が十分に行われた。また、ユーザー評価調査の対象者数が拡大されたことから、「良好」と評価される。

ただし、改善すべき課題の具体化が一部できていないとの理由から、「概ね達成」との評価もあった。

評価項目⑨（質の高い審査を実現するための方針・手続・体制（評価項目①～⑤）の改善状況）

平成 26 年度の実施体制を反映させるために「品質マニュアル」が改訂され、新たに全意匠審査官向けの研修が実施される等して、品質管理の基本に関して職員への周知も十分に行われた。また、品質管理の企画・立案を専任として行う者が 1 名設けられ、品質管理においてチェックを担う者としてサーチ担当品質管理官が 2 名任命される等、方針・手続・体制に対する改善も十分行われたことから、「良好」と評価される。

ただし、手続の変更の結果と改善との関係が不明であることや、品質管理体制が十分でないとの理由から、「概ね達成」との評価もあり、他方、改善の結果が審査の水準を高めているとの理由から、「極めて良好」との評価もあった。

評価項目⑩（品質管理の取組（評価項目⑥～⑧）の改善状況）

昨年度抽出した課題に対応して、品質管理の取組の改善が行われた。特にユーザー評価調査の対象者数拡大や品質検証のためのサーチに関する品質監査の試行、国際意匠登録出願に関して全案件が協議対象とされる等、改善が図られたことから、「良好」と評価される。

ただし、取組の変更の結果と改善との関係が不明であるとの理由から、「概ね達成」との評価もあり、他方、改善の結果が論点・課題抽出の水準を高めているとの理由から、「極めて良好」との評価もあった。

評価項目⑪（審査の質向上に関する取組の情報発信）

審査の質向上に関する情報発信が国内ユーザーに対して行われ、かつ、定期的に意見交換会が実施される等、継続的な協力関係が構築されている。また、情報発信は、意匠五庁会合・日中韓意匠専門家会合といった国際会合や審査官の派遣又は受入を通じて外国庁に対しても継続的に行われたことから、「極めて良好」と評価される。

ただし、外国庁との共同の取組及び統計的情報の公開の状況から把握される協力関係の構築状況の観点から、「良好」又は「概ね達成」との評価もあった。

3. 商標

評価項目①（「品質ポリシー」及び「品質マニュアル」等の文書の作成状況）

「品質ポリシー」、「品質マニュアル」その他品質管理のための具体的な手順を示す文書が作成されており、これら文書が適切に管理されていることから、「極めて良好」と評価される。

ただし、上記文書の見直し状況から、文書が適切に作成・管理されているとまではいえないとして、「良好」との評価もあった。

評価項目②（審査及び品質管理のための手続の明確性）

商標審査においてなすべき事項及びその具体的な手順が「商標審査便覧」や「商標審査の進め方」に定められており、品質管理の整備と実施に責任のある者及び品質管理のための手順や担当が「品質マニュアル」において十分に明確化されていることから、「極めて良好」と評価される。

ただし、上記文書が、審査の質の維持・向上をするうえで十分ではないとの理由から、「良好」との評価もあった。

評価項目③（品質管理の基本原則等の制度ユーザーへの公表及び職員への周知）

「品質ポリシー」、「品質マニュアル」共に、海外のユーザーを含めて容易にアクセスできる程度に外部公表され、審査に関わる全ての職員に対して複数の手段を通じて周知されるとともに、職員向けの研修が定期的を実施され、また、当該研修だけでなく、新たに全商標審査官向けに審査の質の重要性や品質管理の基本原則等に関する研修が行われ、各研修後には理解度の確認が行われていたことから、「極めて良好」と評価される。

ただし、職員の理解度についての実態把握の観点から、「良好」との評価もあり、また、庁外への周知の観点から、「概ね達成」との評価もあった。

評価項目④（審査実施体制）

新しいタイプの商標に関する専任の審査チームが編成される等、審査体制の強化が図られ、求められる件数の審査を行いつつ、高品質で効率的な審査が実現され、限られた審査官数で審査や品質向上のための取組が行われているものの、国際的に遜色がない審査体制・人員配置が確立されているとまではいえないことから、「概ね達成」と評価される。

ただし、効率的に審査を行っている等により、国際的に遜色のない水準であるとの理由から、「良好」との評価もあった。

評価項目⑤（品質管理体制）

品質管理官が 11 名から 12 名に 1 名増加され、兼任の者を専任化して専任の者が 1 名増加されたことから、また、品質関連施策の企画・立案に関しては、海外と比較して引き続き組織体制の更なる強化が必要であるものの、現状の組織体制の中、品質関連施策の実施に当たって効率的・効果的に実施可能な組織体制・人員配置が確立されていることから、「良好」と評価される。

ただし、採用した体制の効果等が明確でない結果として、国際的に遜色のない水準にあるとまではいえないとの理由から、「概ね達成」との評価もあった。

評価項目⑥（品質向上のための取組）

商標審査基準の改訂や審査官用チェックシートの見直し等、取組の充実化が図られ、新たに決裁における手順や留意事項等をまとめた文書及び拒絶理由通知書等を起案する際の留意点をまとめた文書が作成され、また個別案件の分析が行われ、事例が共有される等、審査の質の向上のための取組が計画どおりに実施されるとともに、それぞれの取組の目的が達成されたことから、「良好」と評価される。

ただし、取組の目的が一部達成されていないとの理由から、「概ね達成」との評価もあった。

評価項目⑦（品質検証のための取組）

品質監査におけるチェック者の 1 名増加及び対象案件の倍増、ユーザー評価調査における調査対象者が倍増され、ユーザーとの意見交換数の 2.5 倍に増加され、また、審判決との判断相違における異議取消案件全件の分析も実施され、その他個別案件の分析等、審査の質の検証のための取組が多角的な観点から計画どおりに実施されるとともに、それぞれの取組の目的が達成されたことから、「良好」と評価される。

ただし、検証の目的が一部達成されていないとの理由から、「概ね達成」との評価もあり、他方、審査の質が安定するという更なる効果が得られているとの理由から、「極めて良好」との評価もあった。

評価項目⑧（審査の質の分析・課題抽出）

現状の品質管理体制の中で、各種取組において審査の質の分析と課題抽出が十分に行われたことから、「良好」と評価される。

ただし、改善すべき課題の具体化が一部できていないとの理由により、「概ね達成」との評価もあり、他方、総合的視点から課題の絞り込みがされているとの理由から、「極めて良好」との評価もあった。

評価項目⑨（質の高い審査を実現するための方針・手続・体制（評価項目①～⑤）の改善状況）

平成 26 年度の実施体制を反映させるために「品質マニュアル」が改訂され、新たに全商標審査官向けの研修及び理解度の確認が行われ、また、専任の品質管理官が 2 名に増加される等、方針・手続・体制に対する改善が十分に行われたことから、「良好」と評価される。

ただし、手続の変更の結果と改善との関係が不明であることや、品質管理体制が十分でないとの理由から、「概ね達成」との評価もあった。

評価項目⑩（品質管理の取組（評価項目⑥～⑧）の改善状況）

昨年度の分析を通じて抽出した課題に対応した品質管理の取組の改善が十分に行われた。特に、ユーザー評価調査の対象者数が 2 倍になり、品質監査対象数も 2 倍になり、ユーザーとの意見交換数は 2.5 倍に拡大された。また、新たに審判決との判断相違における異議取消案件の分析が実施される等の改善が図られたことから、「良好」と評価される。

ただし、取組の具体的な改善内容が明確でないとの理由から、「概ね達成」との評価もあった。

評価項目⑪（審査の質向上に関する取組の情報発信）

商標五庁会合において、新たに品質管理のセッションが実施され、また、海外ユーザー（AIPLA）との間では日本における意見交換のみならず、米国にて開催された年次会合のプレミーティングに参加して意見交換が行われる等、継続的な協力関係が構築されたことから、「極めて良好」と評価される。

ただし、外国庁との共同の取組及び統計的情報の公開の状況から把握される協力関係の構築状況の観点から、「良好」又は「概ね達成」との評価もあった。

Ⅲ. 品質管理の実施体制・実施状況に関する改善提言

品質管理の実施体制・実施状況に関する評価と並行して、当該評価を通じて得られた、品質管理の実施体制・実施状況に関して改善が期待される事項についても審議した。

以下に、本小委員会による改善提言としてまとめる。

1. 特許

(1)「評価項目④ 審査実施体制」及び「評価項目⑤ 品質管理体制」に関するもの

・効率的かつ適切な審査を実施する審査実施体制のために、必要な審査官数の確保に努め、現在においても審査の質は国際的に遜色のないものではあるが、審査の質の向上のために品質管理体制を更に充実するように目指すことが好ましい。

(2)「評価項目⑥ 品質向上のための取組」に関するもの

・審査の質の向上のために、外国特許文献サーチのノウハウの蓄積や共有を図り、さらに平成27年度に開始された特許異議の申立てから把握された課題等を踏まえて、先行技術文献調査をより一層充実させることが好ましい。また、特許性の適切な判断のために、協議を更に充実させることが好ましい。

(3)「評価項目⑦ 品質検証のための取組」に関するもの

・審査の質を適切に検証するために、品質監査の充実を図ることが好ましい。
・ユーザーニーズを的確に把握するために、ユーザー評価調査等のユーザーからの意見聴取を含めた取組の充実を図ることが好ましい。

(4)「評価項目⑧ 審査の質の分析・課題抽出」、「評価項目⑨ 質の高い審査を実現するための方針・手続・体制の改善状況」及び「評価項目⑩ 品質管理の取組の改善状況」に関するもの

・より適切な品質管理を行うために、PDCA サイクルを実施する中で、品質管理の取組の目的と得られた結果との関係を確認しつつ、継続的改善を行っていくことが好ましい。

(5)「評価項目⑪ 審査の質向上に関する取組の情報発信」に関するもの

・我が国特許庁が行っている審査の質の維持・向上に関する取組を、新興国を含む海外の特許庁に積極的に発信することなどを通じて、国際的な特許審査の質の向上に貢献することが好ましい。

2. 意匠

(1) 「評価項目④ 審査実施体制」及び「評価項目⑤ 品質管理体制」に関するもの

- ・効率的かつ適切な審査を可能とする審査実施体制のために、必要な審査官数の確保に努め、品質管理体制においては、企画立案体制の整備等、品質管理業務の効率化にも考慮しつつ、その体制の充実を目指すことが好ましい。

(2) 「評価項目⑥ 品質向上のための取組」に関するもの

- ・審査の質の向上のために、協議とその結果の他の審査官への共有を充実させることが好ましい。

(3) 「評価項目⑦ 品質検証のための取組」に関するもの

- ・審査の質を適切に検証するために、国際意匠登録出願の審査及び改訂された画像を含む意匠に関する意匠審査基準に対応した品質監査等、品質管理の取組の充実を図ることが好ましい。

- ・ユーザーニーズを的確に把握するために、ユーザー評価調査等のユーザーからの意見聴取を含めた取組の充実を図ることが好ましい。

(4) 「評価項目⑧ 審査の質の分析・課題抽出」、「評価項目⑨ 質の高い審査を実現するための方針・手続・体制の改善状況」及び「評価項目⑩ 品質管理の取組の改善状況」に関するもの

- ・より適切な品質管理を行うために、PDCA サイクルを実施する中で、品質管理の取組の目的と得られた結果との関係を確認しつつ、継続的改善を行っていくことが好ましい。

(5) 「評価項目⑪ 審査の質向上に関する取組の情報発信」に関するもの

- ・我が国特許庁が行っている審査の質の維持・向上に関する取組を、海外の特許庁に積極的に発信することなどを通じて、我が国特許庁の意匠審査の質への信頼感をさらに高めることが好ましい。

3. 商標

(1)「評価項目④ 審査実施体制」及び「評価項目⑤ 品質管理体制」に関するもの

・新しいタイプの商標の審査を含め、効率的かつ適切な商標審査を可能とする審査実施体制のために、必要な審査官数の確保に努めるとともに、品質管理専門部署の設置等、品質管理体制を更に充実したものとするよう目指すことが好ましい。

(2)「評価項目⑥ 品質向上のための取組」に関するもの

・審査の質の向上のために、ユーザーや代理人との意見交換の充実を図り、ユーザーニーズや取引の実情を把握した上で、商標審査基準について、適切な見直しを図ることが好ましい。

(3)「評価項目⑦ 品質検証のための取組」に関するもの

・審査の質を適切に検証するために、品質監査の充実を図ることが好ましい。
・ユーザーニーズを的確に把握するために、ユーザー評価調査等のユーザーからの意見聴取を含めた取組の充実を図ることが好ましい。

(4)「評価項目⑧ 審査の質の分析・課題抽出」、「評価項目⑨ 質の高い審査を実現するための方針・手続・体制の改善状況」及び「評価項目⑩ 品質管理の取組の改善状況」に関するもの

・より適切な品質管理を行うために、PDCA サイクルを実施する中で、品質管理の取組の目的と得られた結果との関係を確認しつつ、継続的改善を行っていくことが好ましい。

(5)「評価項目⑪ 審査の質向上に関する取組の情報発信」に関するもの

・我が国特許庁が行っている審査の質の維持・向上に関する取組を、新興国を含む海外の特許庁に積極的に発信することなどを通じて、国際的な商標審査の質の向上に貢献することが好ましい。

4. 審査の質を評価する指標

審査の質の管理を行うに当たっては、質に関する目標を設定することが望まれる。その一方で、昨年度の改善提言を受けて海外調査が実施されたが、指標に基づいた審査の質の目標設定は、審査に係る期間を除き、海外の多くの特許庁において設定されていない、もしくは、公表されていない。また、審査の質そのものを評価できる明確な指標も見当たらなかった。

これらを踏まえ、審査の質に関連すると考えられる指標は、適切な審査を妨げることがないように、特許庁内部の品質検証のための取組の中で活用していくことが好ましい。

IV. むすび

本年度の品質管理の実施体制、実施状況についての検証・評価を通じて、本小委員会が昨年度に行った評価及び改善提言が、特許庁内部の取組に反映されることが確認された。

意匠及び商標については、特許との対比において品質管理体制に充実の余地があるものの、今年度は品質管理官の増員や専任化が行われるとともに、商標については、来年度に向けて品質管理を専門におこなう部署の設置が準備されるなど、体制の充実に向けた取り組みが行われていることも確認できた。

また、我が国の審査の質が、引き続き、国際的に見ても高いレベルにあることや、海外特許庁との間で信頼関係の醸成に向けた取組が推進されていることが確認されるとともに、産業財産権制度ユーザーとのコミュニケーションの機会が拡充されていることも確認できた。

本小委員会は、本報告書でまとめた品質管理の実施体制及び実施状況に関する評価結果や改善提言が特許庁内部の取組に反映されることを通じて、特許庁における品質管理の実施体制の一層の充実が図られ、審査の質の向上に向けた改善が継続されることを期待する。また、審査の質の向上には、ユーザーである出願人、代理人である弁理士の協力が欠かせないものであり、今後も、その協力が期待される。

併せて、我が国の質の高い審査結果が海外にも積極的に発信されるとともに、品質管理の観点から海外特許庁との交流が継続されることを通じて、産業財産権制度ユーザーのグローバルな活動に寄与することも期待する。

参考資料

(参考 1) 審査品質管理に関する評価項目及び評価基準

評価項目		評価の目的及び観点	評価資料の例	評価方法・評価基準の例			
				極めて良好	良好	概ね達成	改善を要す
Ⅰ. 質の高い審査を実現するための方針・手続・体制が整えられているか							
(1) 質の高い審査を実現するための方針・手続が整えられているか							
①	「品質ポリシー」及び「品質マニュアル」等の文書の作成状況	審査の品質管理の基本原則を示す「品質ポリシー」、審査の品質向上のための取組及び組織・職員の役割を明らかにする「品質マニュアル」、並びに、その他品質管理のための具体的な手順を示す文書がきちんと作成されているかを評価し、審査の品質向上に向けた行動規範が文書化されていることを確認する。	「品質ポリシー」及び「品質マニュアル」の提示、具体的な手順を示す文書の例等の提示	「品質ポリシー」及び「品質マニュアル」が作成されており、具体的な手順を示す文書も作成され、これら文書が適切に管理されている。	「品質ポリシー」及び「品質マニュアル」が作成され、具体的な手順を示す文書も作成されている。	「品質ポリシー」及び「品質マニュアル」が作成されている。	「品質ポリシー」及び「品質マニュアル」のいずれか一方しか作成されていない。
②	審査及び品質管理のための手続の明確性	審査及び品質管理に関し、誰が・いつ・何をやるべきかについて明確に定められているかを評価し、審査の品質向上に向けた具体的な手続が定められていることを確認する。	審査及び品質管理のための手続方法・フロー等の提示	審査及び品質管理の手順や担当が十分に明確化されている。	審査及び品質管理の手順や担当が明確化されている。	審査及び品質管理の手順や担当が概ね明確化されている。	審査及び品質管理の手順や担当が明確化されていない。
③	品質管理の基本原則等の制度ユーザーへの公表及び職員への周知	・特許庁が目指す審査の品質管理の基本原則等が海外を含む制度ユーザーに明確に示されているかを評価し、当該基本原則等との関係において審査の質を評価し得る状況となっていることを確認する。 ・また、特許庁が目指す審査の品質管理の基本原則等が職員に十分周知され、かつ理解されているかを評価し、職員がこれらに従った行動を取り得る状況となっていることを確認する。	公表状況、アクセス方法、職員への周知・理解状況等の提示	品質管理に関する方針・手続について、海外のユーザーを含めて容易にアクセスできる程度に公表され、審査に関わる全ての職員に対して複数の手段を通じて周知されるとともに、職員向けの研修が定期的実施され、かつその内容が職員に理解されている。	品質管理に関する方針・手続について、国内のユーザーが容易にアクセスできる程度に公表され、審査に関わる全ての職員に対して複数の手段を通じて周知されている。	品質管理に関する方針・手続について、公表され、かつ審査に関わる全ての職員に周知されている。	品質管理に関する方針・手続が公表又は職員に周知されていない。

評価項目	評価の目的及び観点	評価資料の例	評価方法・評価基準の例				
			極めて良好	良好	概ね達成	改善を要す	
Ⅰ. 質の高い審査を実現するための方針・手続・体制が整えられているか							
(2) 質の高い審査を実現するための体制が整えられているか							
④	審査実施体制	審査を担当する組織の形態や審査官の人数などを評価し、求められる件数の審査を効率的に行いつつ、世界最高水準の審査実施体制を確立しているか否かを確認する。	審査実施体制、実施状況、他国との比較等の提示	求められる件数の審査を効率的に行いつつ、世界最高水準の審査組織体制、人員配置を確立している。	求められる件数の審査を効率的に行いつつ、国際的に遜色のない審査組織体制、人員配置を確立している。	求められる件数の審査を効率的に行いつつ、国際的に遜色のない審査組織体制、人員配置を概ね確立している。	国際的に遜色のない審査組織体制、人員配置が確立されていない。
⑤	品質管理体制	品質管理を担当する組織の形態や担当者の人数などを評価し、効率的・効果的で、かつ世界最高水準の品質管理体制を確立しているか否かを確認する。	品質管理体制、他国との比較等の提示	世界最高水準において、品質管理の取組が効率的・効果的に企画、立案及び実施可能な組織体制及び人員配置を確立している。	国際的に遜色のない水準において、品質管理の取組が効率的・効果的に企画、立案及び実施可能な組織体制、及び人員配置を確立している。	国際的に遜色のない水準において、品質管理の取組が効率的・効果的に企画、立案及び実施可能な組織体制、及び人員配置を概ね確立している。	国際的に遜色のない水準において、品質管理の取組が効率的・効果的に企画、立案及び実施可能な組織体制、及び人員配置が確立されていない。

評価項目		評価の目的及び観点	評価資料の例	評価方法・評価基準の例			
				極めて良好	良好	概ね達成	改善を要す
Ⅱ. 方針・手続に従った品質管理が実施されているか(1)品質向上のための取組							
(1)品質管理が適切に実施されているか							
⑥	品質向上のための取組	審査の品質向上のために必要とされる取組が計画され、それが方針・手続に従って具体的にどのような手段によりどの程度なされているかを評価するとともに当該取組の目的を達成していることを確認する。	品質保証のための拒絶理由通知等のチェック状況、審査官の協議状況、面接回数等定量データ等の提示	品質向上のために必要とされる取組が計画されて、それが計画どおりに実施され、かつ、当該取組の目的を達成した上で、更なる品質の向上に資する効果が得られている。	品質向上のために必要とされる取組が計画されて、それが計画どおりに実施され、かつ、当該取組の目的を達成している。	品質向上のために必要とされる取組が計画され、概ね計画どおりに実施されている。	品質向上のために必要とされる取組が計画されていないか、計画されていても計画どおりに実施されていない。
⑦	品質検証のための取組	審査の品質検証のために必要とされる取組が計画され、それが方針・手続に従って具体的にどのような手段によりどの程度なされているかを評価するとともに当該取組の目的を達成していることを確認する。	品質監査(サンプルチェック)、ユーザー評価調査、審判決等との判断相違の確認といった取組の状況、当該取組の結果から得られる定量データ等の提示	品質検証のために必要とされる取組が計画されて、それが計画どおりに実施され、かつ、当該取組の目的を達成したうえで、更なる品質の向上に資する効果が得られている。	品質検証のために必要とされる取組が計画されて、それが計画どおりに実施され、かつ、当該取組の目的を達成している。	品質検証のために必要とされる取組が計画され、概ね計画どおりに実施されている。	品質検証のために必要とされる取組が計画されていないか、計画されていても計画どおりに実施されていない。
⑧	審査の質の分析・課題抽出	審査の質の分析が具体的にどのような手段によってなされ、その結果、どのような課題が抽出されたのかを評価し、分析の手段、課題の抽出が適切であることを確認する。	サーチの質、審査判断の質、拒絶理由通知等の記載内容の質についての分析方法、分析結果、抽出された課題等の提示	審査の質の分析と課題抽出が十分に、かつ、総合的な視点から行われている。	審査の質の分析と課題抽出が十分に行われている。	審査の質の分析と課題抽出が概ね行われている。	審査の質の分析と課題抽出が行われていない。

評価項目		評価の目的及び観点	評価資料の例	評価方法・評価基準の例			
				極めて良好	良好	概ね達成	改善を要す
Ⅱ. 方針・手続に従った品質管理が実施されているか							
(2)継続的改善が適切に実施されているか							
⑨	質の高い審査を実現するための方針・手続・体制（評価項目①～⑤）の改善状況	評価項目①～⑤について、具体的な改善が行われているか否かを評価し、改善状況が適切であることを確認する。	品質マニュアルの改訂状況、審査実施体制、品質管理体制等の提示	方針・手続・体制に対する改善が十分に行われ、かつ、優れている。	方針・手続・体制に対する改善が十分に行われている。	方針・手続・体制に対する改善が概ね行われている。	方針・手続・体制に対する改善が行われていない。
⑩	品質管理の取組(評価項目⑥～⑧)の改善状況	評価項目⑥～⑧について、具体的な改善が行われているか否かを評価し、改善状況が適切であることを確認する。	審査の質の分析・課題の抽出と品質管理の取組の改善状況との対応関係等の提示	品質管理の取組の改善が十分に行われ、かつ、優れている。	品質管理の取組の改善が十分に行われている。	品質管理の取組の改善が概ね行われている。	品質管理の取組の改善が行われていない。
Ⅲ. 審査の質向上に関する取組の情報発信がなされているか							
⑪	審査の質向上に関する取組の情報発信	審査の質向上に関する取組について、適切な情報発信がなされているかを評価し、特許庁の品質に関する国内外の理解、プレゼンス向上が図られ、信頼感を得ていることを確認する。	審査の質向上に関する取組の情報発信の状況、外国庁等との会合や審査官の派遣又は受入状況、PPHの利用状況等の提示	審査の質向上に関する取組の情報発信が意欲的に国内外に行われ、かつ、国内外の機関・団体との継続的な協力関係が構築されている。	審査の質向上に関する取組の情報発信が国内外に行われ、かつ、国内外の機関・団体との協力関係が構築されている。	審査の質向上に関する取組の情報発信が国内外に行われている。	審査の質向上に関する取組の情報発信が国外に行われていない。

（参考２）海外特許庁における品質目標の調査結果の概要

平成 26 年度の審査品質管理小委員会の報告書において、審査の質を評価するために用いることができ、かつ、適切な審査を妨げることのないような定量評価指標について、海外特許庁の状況も勘案しつつ、「調査・検討を通じ、今後も慎重な議論を行うことが好ましい。」（平成 26 年度報告書第 27 ページ）としたことを受け、今年度、品質目標についての海外調査が特許庁により行われた。その結果の概要を以下に掲載する。

1. 品質目標の海外調査結果報告（特許）

各知的財産庁から得られた回答（回答時期：2015年10月～12月頃）を基に、品質目標を以下にまとめた⁷。

（日本国籍出願人からの特許出願件数が多い順に掲載）

国／地域 (知的財産庁)	日本からの 特許出願 件数 ²	特許 審査官数 (人) ³	品質 目標 の有無	公開 の有無	行動目標等	指標に基づく目標			備考
						適合率	期間	その他	
米国 (USPTO)	86,691	8,426	○	○			USPTOウェブサイトの 特許ダッシュボード ・ファーストアクション (FA)までの平均係属期間 ・平均総合係属期間	・特許品質複合スコア(※1) ・未審査滞滞件数 ・継続審査請求(RCE)滞滞件数	(※1) 「特許品質複合スコア」は、2016年2月4日に開催されたUSPTO特許諮問委員会(Patent Public Advisory Committee)四半期会合の資料によると、2016年度(2016年10月～)から廃止される予定である。
中国 (SIPO)	40,460	8,000 ～9,000	○	○		(※2)			(※2) SIPOから中国国家知識産局のニュースペーパーが提示された。
欧州 (EPO)	22,111	4,393	○	×	(※3)				(※3) EPOからのコメント ・「品質目標(Quality Objectives)」は長官が決定する。ただし、EPOの内部目標であり公開しておらず、外部へ公表する必要性は低いと考えている。」
韓国 (KIPO)	15,653	842	(回答なし)			日本国籍出願人からの 特許出願件数 10,000件以上			
台湾 (TIPO)	11,945	553	○	×					
ドイツ (DPMA)	5,338	800	○	×					
インド (CGPDTM)	5,338	196	(回答なし)						
タイ (DIP)	3,061	24	○	○		(※4)			(※4) DIPからウェブサイトが提示された。
インドネシア (DGIPR)	2,382	93	(回答なし)						
カナダ (CIPO)	1,847	450	○	×					

⁷ 平成27年度特許庁産業財産権制度各国比較調査研究等事業「各国の品質目標・管理体制及びユーザー評価に関する調査研究報告書」に基づき作成した。なお、下線を付した知的財産庁については、p.38以降に補足情報を掲載した。

⁸ 日本国籍出願人からの特許出願件数（2014年）。WIPO IP Statistics Data Center より抽出。

<http://ipstats.wipo.int/ipstatv2/index.htm?tab=patent>（最終アクセス日：2016年3月8日）

ただし、台湾については年報より抽出。<http://www.tipo.gov.tw/dl.asp?filename=571714102571.pdf>（最終アクセス日：2016年3月8日）

⁹ 知的財産庁からの回答による。ただし、回答を得られなかったインド、シンガポール、フィンランドの特許審査官数については、公開情報による。（いずれも最終アクセス日：2016年3月8日）インドネシアの特許審査官数については、2015年10月のWIPO情報化コース研修の研修生発表による。

インド：http://ipindia.gov.in/main_text1.htm

シンガポール：http://www.wipo.int/export/sites/www/pct/en/quality/2015/2015_sg.pdf

フィンランド：

https://www.prh.fi/stc/attachments/tietoaprhsta/vuosikertomus/PRH_Vuosikertomus_2014_epdf_medres_EN_G.pdf

国／地域 (知的財産庁)	日本からの 特許出願 件数 (件) ¹	特許 審査官数 (人) ²	品質 目標 の有無	公開 の有無	行動目標等	指標に基づく目標			備考
						適合率	期間	その他	
オーストラリア (IP Australia)	1,682	234	○	○		「特許成果物品質公約」として、以下の項目を挙げている。 ・知的財産権の有効性を妨げ得る事項について、案件の93.5%が成果物品質基準に合致していること。 ・出願人又はIP Australiaにとって相当量のやり直しや不便を必要とする事項について、案件の90%が成果物品質基準に合致していること。 ・審査基準で要求されているその他の重要な手続について、案件の85%が成果物品質基準に合致していること。	「特許サービス水準公約」として、以下の項目を挙げている。 ・ファーストアクション (FA) までの期間 ・イノベーション特許出願のファーストアクション (FA) までの期間 ・早期審査の期間 ・国際調査報告発行までの期間 ・国際型調査報告発行までの期間 ・意見書受領後の応答期間 ・異議申立て期間経過後から登録までの期間 ・イノベーション特許出願の出願から登録までの期間 ・口頭審理後から決定(審決)までの期間		
ロシア (ROSPATENT)	1,646	1,100	○	○		(※5)			(※5) ROSPATENTから、ロシア特許庁の業務に関する管理規則と発明の審査に関するガイドラインが提示された。
シンガポール (IPOS)	1,424	104	(回答なし)		日本国籍出願人からの 特許出願件数 1,000件以上				
ベトナム (NOIP)	1,299	60	○	×					
英国 (UKIPO)	491	251	○	○			・早期審査の期間		
フィンランド (PRH)	24	156	○	○		(※6)			(※6) PRHから、品質マニュアルが提示された。
スペイン (SPTO)	11	139	○	×					
オランダ (RVO.nl)	11	20～25	×						
ベルギー (OPRI)	11	－	(回答なし)						
オーストリア (APO)	9	100	○	○	以下の項目を観察する。(※7) ・発明の単一性の欠如 ・「オムニバスクレーム」 ・(オンライン)サーチストラテジーにおける必須ドキュメント ・国際調査報告書におけるカテゴリ「X」と「Y」の間の明確な区別 ・新規性／進歩性の基準が満たされないことについての明確な論述 ・適切な初期分類 ・従属請求項における正しい参照				(※7) これらが指標に基づくものであるかどうかは不明である。
スウェーデン (PRV)	6	120	○	×					
ノルウェー (NIPO)	5	81	○	○	北欧特許庁 (NPI) と同様の品質管理を実施していると回答				
デンマーク (DKPTO)	4	65	○	○	「品質オブジェクティブ」として、以下の項目を挙げている。 ＜1年行動計画＞ ・品質管理システムの維持・改善 ・技術的なピアレビューや議論を通じた品質の維持・向上 ・職員能力の維持・向上 ＜3年行動計画＞ ・ワークプロセスの改善 ・システムエラーの特定や低減に向けた品質保証の改善 ・顧客との会合実施 ・調査・審査の速度の維持・向上 ・調査・審査の品質の維持・向上、等	「品質ゴール」として、以下の項目を挙げている。 ＜速度ゴール＞ ・審査着手件数 ・ファーストアクション(FA)までの期間 ＜品質ゴール＞ ・(DKPTOの手続について) 不満と評価される案件の割合 (4%以下) ・(業務委託での手続について) 不満と評価される案件の割合 (4%以下) ＜顧客ゴール＞ ・(DKPTOの手続について) ベンチマーキングの実施 ・(DKPTOの手続について) 隔年でのユーザー満足度調査の実施 ・(業務委託手続について) 契約知的財産庁との会合を通じた品質のモニター ・NPIとの会合を通じた品質の定期的なモニター			
アイスランド (IPO)	3	－	(回答なし)						
(参考) (※8) 北欧 (NPI)	－	141	○	○	「品質オブジェクティブ」として、以下の項目を挙げている。 ＜1年行動計画＞ ・PCTガイドラインを遵守した品質管理システムの確立 ・品質に関する情報の公開 ・ユーザー満足度調査の実施 ・ベンチマークシステムの確立 ・サンプル品質調査の実施 ＜3年行動計画＞ ・行動計画の継続 ・調査及び審査手続の改善	「品質ゴール」として、以下の項目を挙げている。 ＜速度ゴール＞ ・国際調査報告発行までの期間 ・国際調査報告及び国際調査機関が作成する見解書の発行までの期間 ・国際調査報告を作成しない旨の宣言までの期間 ・補充国際調査報告までの期間 ・国際予備報告までの期間 ＜品質ゴール＞ ・(成果物とサービスの質が) 抽出検査で不満と評価される割合 (5%以下) ・調査及び審査結果のベンチマーキングの実施 ＜顧客ゴール＞ ・ユーザー満足度調査結果の解析 ・ユーザーとの定期的な会合、等			(※8) NPI (Nordic Patent Institute) は、デンマーク、アイスランド、ノルウェーによって設立された国際機関であり、主にPCTの国際調査機関および国際予備審査機関として活動している。

A. 米国特許商標庁（USPTO）

（１）回答結果

USPTO から、特許審査の品質目標は、USPTO のウェブサイトにある特許ダッシュボード（Patents Dashboard）¹⁰に開示されているとの回答が得られた。その「特許ダッシュボード」のトップページには、以下の 5 つの指標がゲージメーターに見立てて可視化されている（図 1）¹¹。

- ・ファーストアクションまでの平均係属期間
（Average First Action Pendency）
- ・平均総合係属期間（Average Total Pendency）
- ・特許品質複合スコア（Patent Quality Composite Score）
- ・特許出願滞貨件数（Unexamined Patent Application Backlog）
- ・継続審査請求（RCE）滞貨件数（RCE Backlog）

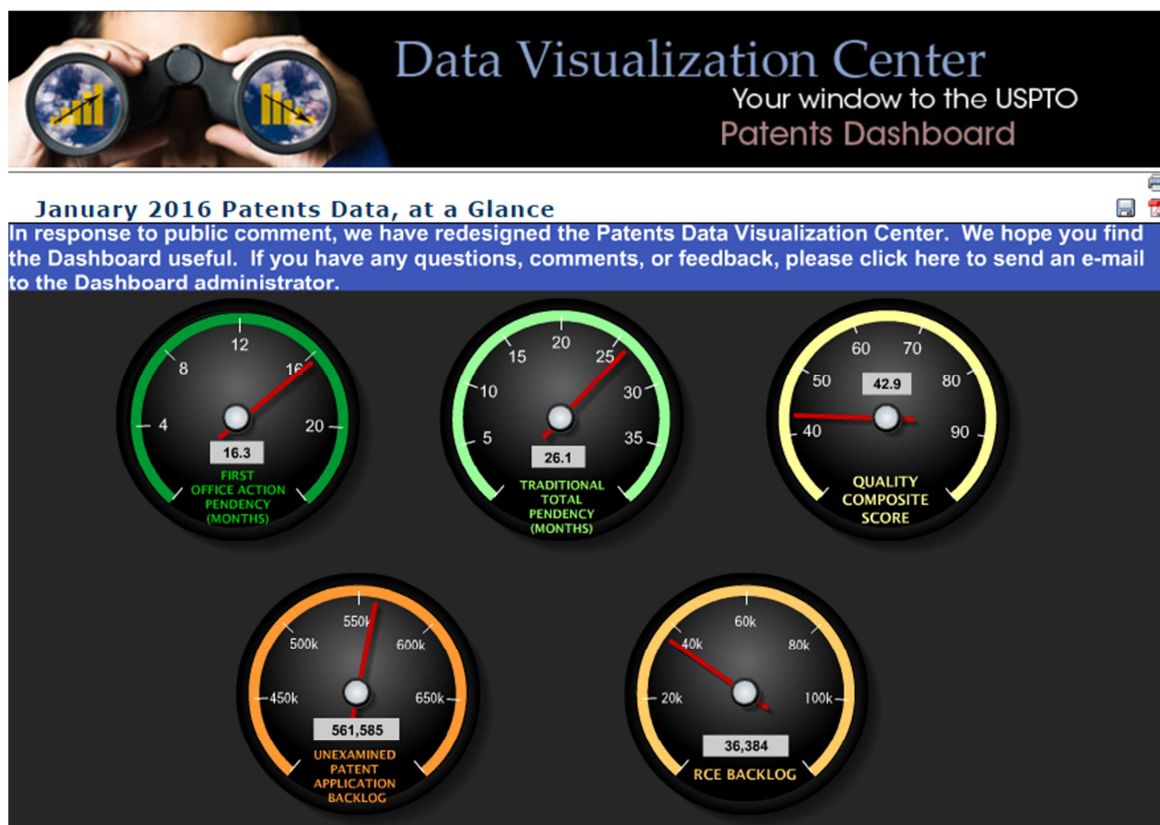


図 1 特許ダッシュボード

¹⁰ <http://www.uspto.gov/dashboards/patents/main.dashxml>（最終アクセス日：2016 年 3 月 8 日）

¹¹ USPTO のダッシュボード内では、上記 5 つの指標以外にもさまざまな指標（例えば、特許品質複合スコアを構成する 7 つの要素スコアや意匠に関するデータ等が種々の形式で公開されている。

（２）公開情報調査から得られた情報

「特許ダッシュボード」に示された 5 つの指標のうち、「ファーストアクションまでの平均係属期間」、「平均総合係属期間」、「特許品質複合スコア」の 3 つは、USPTO の戦略目標の達成度を検討するための重要達成指標（Key Performance Measure）として位置付けられている。以下、USPTO のウェブサイトや年報等の公開情報に基づき、USPTO の戦略目標と重要達成指標について、概要を説明する。

戦略目標

USPTO は、2014 年に「USPTO 戦略計画 2014-2018（USPTO Strategic Plan 2014-2018）」¹²を策定している。これは USPTO の組織的な長期戦略計画である。この計画書では、Goal I～III 及び Management Goal の計 4 つの戦略目標（Strategic Goal）が定められており、このうち Goal I には、「特許品質と適時性の最適化（Optimize Patent Quality and Timeliness）」が掲げられている。USPTO が特許品質を重要視している様子が見えてくる。

戦略目標

Goal I：特許品質と適時性の最適化

Goal II：商標品質と適時性の最適化

Goal III：世界規模における知財政策、保護及び権利行使の改善のため、国内及び海外におけるリーダーシップの提供

Management Goal：優れた組織の実現

Goal I～III 及び Management Goal には、これらの戦略目標を達成させるために、複数の目標（Objective）が設定されている。Goal I には 7 つ、Goal II には 5 つ、Goal III には 2 つ、Management Goal には 3 つの目標（Objective）が設定されている。Goal I「特許品質と適時性の最適化」の各目標（Objective）は、次のとおりである。

GOAL I：特許品質と適時性の最適化

目標 1：最適な特許係属期間の精査

目標 2：最適な特許係属期間に合わせるための効率化及び特許審査能力向上

目標 3：国際協力とワークシェアリングの向上

目標 4：特許品質の強化の継続

目標 5：全てのユーザーに対する最適な IT サービスの提供を確保

目標 6：利害関係者（ステークホルダー）及び社会福祉の増進の継続

目標 7：適時かつ高品質な決定をするための特許審判部（PTAB）能力の維持

¹² USPTO 「USPTO Strategic Plan 2014-2018」 http://www.uspto.gov/sites/default/files/documents/USPTO_2014-2018_Strategic_Plan.pdf（最終アクセス日：2016 年 3 月 8 日）

重要達成指標

USPTO は、達成目標の一つである Goal I「特許品質と適時性の最適化」の達成度を検討するために、「ファーストアクションまでの平均係属期間」、「平均総合係属期間」、「特許品質複合スコア」の3つを重要達成指標と位置づけており、さらに、それぞれについて目標値を設定している。

米国会計 2015 年度（FY2015: 2014 年 10 月～2015 年 9 月）の重要達成指標の目標値及び実績値、並びに米国会計 2016 年度（FY2016）の目標値は表 2 のとおりである¹³。

表 2 重要達成指標の目標値と実績値

	FY2015		FY2016
	目標値	実績値	目標値
ファーストアクション までの平均係属期間（月） ¹⁴	16.4	17.3 （目標未達）	14.7
平均総合係属期間（月） ¹⁵	27.7	26.6 （目標達成）	23.9
特許品質複合スコア	83-91	42.9 （目標未達）	83-91

特許品質複合スコア

重要達成指標中の「特許品質複合スコア」とは、品質に関する 7 つの要素（Component）のスコアを加重平均して算出したものであり¹⁶、100 が上限値である。品質に関する 7 つの要素は表 3 のとおりである。

¹³ USPTO「2015 Performance and Accountability Report」19 ページ表 2、57 ページ表 4 表 5、65 ページ 表 7 を参照した。<http://www.uspto.gov/sites/default/files/documents/USPTOFY15PAR.pdf>（最終アクセス日：2016 年 3 月 8 日）

¹⁴ 出願日からファーストアクションまでの平均期間（月）。

¹⁵ 出願日から査定日までの平均期間（月）。

¹⁶ まず、7 つの要素の各スコアが、基準となる年度のスコアから目標となるスコアに対する進捗割合を計算することにより算出され、特許品質複合スコアは、それら 7 つの要素スコアに加重を掛けて合算することにより算出される。

表3 品質に関する7つの要素とその加重¹⁷

要素 (Component)	加重
最終処分のコンプライアンス率 (Final Disposition Compliance Rate)	20%
審査段階のコンプライアンス率 (In-Process Compliance Rate)	15%
品質指標レポート (Quality Index Report : QIR)	20%
FA サーチレビュー (Complete First Action on the Merits (FAOM) Review)	10%
FA に対する完全レビュー (Complete First Action on the Merits (FAOM) Review)	10%
外部品質アンケート調査 (External Quality Survey)	15%
内部品質アンケート調査 (Internal Quality Survey)	15%

米国内のユーザーからは、特許品質複合スコアと品質との関連が理解しがたいとの意見もあり、また、USPTO の年次報告書「Performance and Accountability Report Fiscal Year 2015」によると、7つの要素のスコアが変動しやすく、最終的な複合スコアも安定した値を示さないことから、品質状態を正しく反映していない可能性があるとして、複合スコアの再検討が行われていることが示されている¹⁸。

さらに、2016 年 2 月 4 日に開催された USPTO 特許諮問委員会 (Patent Public Advisory Committee) 四半期会合の最新の資料によると、2016 年度 (2016 年 10 月～) から複合スコアを廃止し、7つの要素についても再検討することとされている。7つの要素のうち、外部・内部の品質アンケート調査については、スコアを算出することはせずに、原因分析に活用する方向で検討がなされている¹⁹。

¹⁷ USPTO Patent Public Advisory Committee Quarterly Meeting 「USPTO Patent Quality Composite」
http://www.uspto.gov/sites/default/files/about/advisory/ppac/20130314_PPAC_QualityComposite.pdf (最終アクセス日：2016 年 3 月 8 日)

¹⁸ USPTO 「Performance and Accountability Report Fiscal Year 2015」 53, 65 ページ <http://www.uspto.gov/sites/default/files/documents/USPTOFY15PAR.pdf> (最終アクセス日：2016 年 3 月 8 日)

¹⁹ USPTO Patent Public Advisory Committee Quarterly Meeting 「Quality Metrics」 http://www.uspto.gov/sites/default/files/documents/20160204_PPAC_Quality_Metrics.pdf (最終アクセス日：2016 年 3 月 8 日)

B. 中国特許庁 (SIPO)

(1) 回答結果

SIPO から、特許審査の品質目標の開示先として、中国国家知識産権局ニュースのニューズペーパー²⁰が提示された。

(2) 公開情報調査から得られた情報

SIPO の専利法 (Patent Law) の第 21 条の第一文には、「客観性と公正性、正確性、適時性の要求に従い、法に基づいて関連する特許の出願及び請求を処理しなければならない」と記載されている。専利法第 21 条は以下の通りである。

国務院専利行政部門及びその特許再審委員会は、客観性と公正性、正確性、適時性の要求に従い、法に基づいて関連する特許の出願及び請求を処理しなければならない。

国務院専利行政部門は完全かつ正確に、適時に特許情報を発表し、特許公報を定期的に発行しなければならない。

特許出願が公開又は公告されるまで、国務院専利行政部門の職員及び関係者はその内容に対して秘密保持の責任を負う。

また、SIPO のウェブサイトには、「国家知的財産戦略の実施ための推進計画 (The Promotion Plan for the Implementation of the National Intellectual Property Strategy)」が公表されている。2015 年版は見当たらなかったものの、2014 年度の計画では、同計画内に 7 つの目標を掲げており、知的財産創出の品質に関する目標が 1 番目に記載されている。

I. 知的財産創出の品質を高める。

目標：

知的財産の実績評価システムを改善し、知的財産創出の適切性及び効率を高める。特許出願の品質を改善するための政策の方向性を最適化し、特許出願の品質の監督を強化する。様々なタイプの知的財産の審査を改善し、品質管理を強化し、審査効率を高める。知的財産のイノベーターの創出能力を向上し、重要分野での知的財産のレイアウトを高める。

なお、推進計画には、上述の 7 つの目標それぞれについていくつかの施策が掲げられており、合計で 79 の施策が記載されている。

²⁰ <http://english.sipo.gov.cn/news/chinaIPnews/> (最終アクセス日：2016 年 3 月 23 日)

C. 欧州特許庁（EPO）

（１）回答結果

EPO から、特許審査の品質目標を有しているものの、その内容は外部に公開していないとの回答があった。その際、得られたコメントは以下の通り。

品質目標（Quality Objectives）は長官が決定する。ただし、EPO の内部目標であり公開しておらず、外部へ公表する必要性は低いと考えている。これは EPO のウェブサイトで公表している Indicators（指標）とは異なるものである。

サッカーチームに例えるのであれば、サポーターはチームの成果を求めるが、成果のための具体的な内部の取組や方法を全て知る必要はない。EPO も発明者と公衆のため、ユーザーの要求に対する成果を出していくが、その具体的な内部の目標や施策の全てを公開するわけではない。

（２）公開情報調査から得られた情報

EPO のウェブサイトには、「品質指標（Quality indicator）」として、「ユーザー満足度」、「特許付与手続の適時性」、「ユーザーサービスの適時性」及び「苦情」の４つの項目が公表されている²¹。表４にこの指標の成果を示す。

表４ EPO の品質指標

(a) ユーザー満足度（Customer satisfaction）2016 年 2 月 26 日時点

調査及び審査サービスの満足度 (Customer satisfaction with search and examination services)	79% (2015 年)
方式サービスの満足度 (Customer satisfaction with formalities services)	80% (2015 年)

(b) 特許付与手続の適時性（Timeliness of patent grant procedure）2016 年 2 月 26 日時点

見解書及び調査までの期間 (Time to search with written opinion)	EP 直接出願（最初の出願） (Direct European route - first filings)	5.7 か月
付与までの期間 (Time to Grant)	審査請求日起算 (From examination request)	28.9 か月
異議手続の期間 (Duration of opposition procedure)	全異議案件 (All oppositions)	26.1 か月
所定期間内で国際調査報告を発行した割合		90.3%

²¹ EPO 「Quality indicators」 <https://www.epo.org/about-us/office/quality/quality-indicators.html>（最終アクセス日：2016 年 3 月 8 日）

(% of international searches on-time)		
所定期間内で早期調査を行った割合 (% of accelerated searches on-time)		68.1%
所定期間内で早期審査アクションを行った割合 (% of accelerated examination actions on-time)		62.5%

(c) ユーザーサービスの適時性 (Timeliness of customer services) 2016 年 2 月 26 日時点

電話問い合わせに対する応答の適時性 (Timeliness of response to telephone enquiries)	サービスセンターへの電話に対する 20 秒以内の応答 (Calls to Customer services answered within 20 seconds)	96%
	交換手への電話に対する 20 秒以内の応答 (Calls to EPO switchboards answered within 20 seconds)	99%
ユーザーサービスの問い合わせの解決 (Resolution of customer services enquiries)	受領後 2 営業日以内に解決された一般的事項の問い合わせ (General Information enquiries resolved within 2 working days of receipt)	99%
	受領後 2 営業日以内に解決されたオンライン問い合わせ (Online Services enquiries resolved within 2 working days of receipt)	88%
	受領後 2 営業日以内に解決された手続的問い合わせ (Procedural enquiries resolved within 2 working days of receipt)	89%

(d) 苦情 (Complaints) 2016 年 2 月 26 日時点

登録された苦情 (Complaints registered)		428 件
内訳の割合 (% breakdown by issue)	審査官の成果物及びサービス (Examiner products and services)	39%
	方式事項の成果物及びサービス (Formalities products and services)	25%
	その他 (Other products and services)	36%
オンラインによる登録の割合 (% registered online)		51%
20 営業日以内に応答した苦情の割合 (% complaints replied to within 20 business days)		90%

D. 韓国特許庁 (KIPO)

(1) 回答結果

KIPO から品質目標の有無については回答を得ることはできなかった。

(2) 公開情報調査から得られた情報

KIPO のウェブサイトには、KIPO が発行する「2015 年度業績管理実施計画」²²が掲載されており、そこには、KIPO の 6 つの戦略目標とそれらに対応する施策が示されている。それら戦略目標のうち、品質に関する目標として次の戦略目標 1 が掲げられている。

戦略目標 1 世界最高水準の審査・審判サービスを提供する。

(전략목표 I 세계 최고 수준의 심사·심판 서비스를 제공한다.)

この戦略目標 1 の達成のために、成果目標や指標等が表 5 のようにまとめられている。

表 5 KIPO 戦略目標 1 の成果目標・管理課題・成果指標

成果目標	管理課題	成果指標
I-1. 創造的なアイデアの迅速正確な権利化をサポートする審査		品質管理指数 (%)
	①審査審判処理期間の短縮、審査審判処理期間	審査審判処理期間達成度 (%)
	②審査審判の品質向上	先行技術検索忠実度 (%)
		審判の品質指数 (%)
I-2. 専門教育の強化を通じた審査審判能力の向上		審査審判官専門指数 (点)
	①新技術と法制度教育の強化を通じた審査審判高度化	審査審判教育現場適用度 (%)
		教育課程運営率 (%)
I-3. 顧客中心の知的財産制度の構築運営		特許・商標制度の改善、顧客満足度 (%)
	①顧客のカスタマイズ審査。審判制度の構築・運営	制度の改善忠実度 (%)
		制度の改善の進捗度 (%)

このうち成果目標「創造的なアイデアの迅速正確な権利化をサポートする審査」

²² KIPO 「2015 년도 특허청 성과관리시행계획 (2015 年度業績管理実施計画)」

http://www.kipo.go.kr/kpo/user.tdf?a=user.sil_kuk.pmplan.BoardApp&board_id=pmplan&cp=1&pg=1&npp=10&catmenu=m05_01_03&sdate=&edate=&searchKey=&searchVal=&bunryu=&st=&c=1003&seq=1234 (最終アクセス日：2016 年 3 月 8 日)

に対応する成果指標として、品質管理指数が設けられている。「2015 年度業績管理実施計画」には、その品質管理指数の具体的な計算方法と目標についても記載されている。品質管理指数は、表 6 に示す通り、5 つのコンポーネントから計算される指標であり、2015 年の目標値は 100 と示されている。

表 6 品質管理指数のコンポーネント

コンポーネント		加重	目標
審査評価結果 (심사평가결과)		30	
	特・実 (특・실)	15	99.54 以上
	商標・意匠 (상・디)	15	99.79 以上
審査品質の満足度 (심사품질 만족도)		20	73.66 以上
先行技術検索履歴化率 ²³ (선행기술검색 이력화율)		25	70%
着手登録決定件の技術対比充実度 ²⁴ (착수등록결정건의 기술대비 충실도)		25	60%

この品質管理指数は、各コンポーネントについて、目標値に対する達成率を算出し、コンポーネントの重要度に応じた加重を乗じて足し合わせ、最後に 100 を加えることで算出している。いずれかのコンポーネントが目標未達であり、加重を乗じて算出した達成率が負となった場合は、合算した品質管理指標の値は 100 より小さくなる。反対に、目標達成の場合は加重を乗じて算出した達成率が正の値となるため、品質管理指標は 100 以上の数字となり得る。

品質管理指数のコンポーネントには、特許以外に商標及び意匠の審査評価結果も含まれていることから、品質管理指数は特許、意匠及び商標の審査品質を総合した指標となっている。

²³ 韓国法律事務所からの情報によると、表中「先行技術検索履歴化率」とは、先行技術を検索した履歴化の割合をいい、審査報告書に検索履歴を添付した比率を測定していると推定される。

²⁴ 同じく韓国法律事務所からの情報によると、表中「着手登録決定件の技術対比充実度」とは、登録される案件と引例技術との比較の充実度をいい、審査報告書の登録理由の記載欄に登録理由を記載した案件の比率を測定しているものと推察される。

E. オーストラリア特許庁 (IP Australia)

(1) 回答結果

IP Australia から、特許審査の品質目標は、IP Australia のウェブサイトに表示されているとの回答が得られた。

IP Australia が指定したページ²⁵には、IP Australia の「特許成果物品質公約 (Patent Product Quality Commitments)」と「特許サービス水準公約 (Patent Service Level Commitment)」の 2 つの公約が記載されている。「特許成果物品質公約」では品質基準に対する適合率、「特許サービス水準公約」では適時性を指標として設定している。各公約の内容は、以下のとおりである。

特許成果物品質公約 (Patent Product Quality Commitments)

特許成果物品質標準階層 1 (Patent Product Quality Standards Tier 1)

知的財産権の有効性を妨げ得る事項に関連した品質標準である。

- ・適正な調査プロセスがすべての調査において適用されている。
- ・特許の有効性を妨げ得る全ての関連する拒絶／考慮がとられている。

許容品質レベル (Acceptable Quality Level)

：案件の 93.5% が成果物品質基準 (Product Quality Standard) ²⁶ に合致していること

特許成果物品質標準階層 2 (Patent Product Quality Standards Tier 2)

出願人又は IP Australia にとって相当量のやり直し (rework) 及び／又は不便 (inconvenience) を必要とする事項に関連した品質標準である。

- ・その他の全ての重要な拒絶／考慮がとられている。
- ・報告書／意見に不適切な拒絶／考慮がない。
- ・全ての報告書及び意見は包括的かつ有益である。

許容品質レベル (Acceptable Quality Level)

：案件の 90% が成果物品質基準 (Product Quality Standard) ²⁰ に合致していること

²⁵ IP Australia 「Patents service level commitments」

<http://www.ipaustralia.gov.au/about-us/doing-business-with-us/customer-service-charter/patents-service-level-commitments/> (最終アクセス日：2016 年 3 月 8 日)

²⁶ 「成果物品質基準 (Product Quality Standard)」について、「新規性」や「発明の単一性の欠如」等のチェック項目が挙げられている。

http://www.ipaustralia.gov.au/pdfs/patentsmanual/WebHelp/quality/Patents_Product_Quality_Standards.doc (最終アクセス日：2016 年 3 月 8 日)

特許成果物品質標準階層 3 (Patent Product Quality Standards Tier 3)

審査基準 (Patents Manual of Practice and Procedure) で要求されているその他の重要な手続に関する品質標準である。

- ・ 調査結果が適切に連絡され、蓄積されている。
- ・ 方式事項が完全かつ適切である。

許容品質レベル (Acceptable Quality Level)

： 案件の 85% が成果物品質基準 (Product Quality Standard) ²⁰ に合致していること

特許サービス水準公約 (Patent Service Level Commitment)

特許登録及び審査基準

- ・ 我々は、通常の特許出願について、審査請求の受領から 12 か月以内に審査し最初の報告書を発行する。
- ・ 我々は、イノベーション特許²⁷出願について、審査請求の受領又は公報の発行から 8 週間以内に審査し最初の報告書を発行する。
我々は、通常特許出願について、早期審査請求の受領から 8 週間以内に審査し最初の報告書を発行する。
- ・ 我々は、出願に含まれる発明が単一でない場合を除いて、国際出願の調査の写しの受領から 10 週間以内に国際調査報告を発行する。
- ・ 我々は、調査請求が複数の発明を対象としている場合を除いて、調査請求の受領から 6 週間以内に国際型調査報告²⁸を発行するか、又は、調査の記述 (written search statement) の提出を要求する。
- ・ 我々は、出願の審査に関する応答の受領から 20 営業日以内に返答をする。
- ・ 我々は、通常の特許出願について、誰からも異議申立てがなく、適切な手数料が支払われれば、異議申立て期間の経過後 4 週間以内に許可をする。
- ・ 我々は、イノベーション特許出願について、手数料の支払いと方式事項の遵守がなされていれば、出願から 4 週間以内に許可をする。

特許ヒアリング (審理) 基準

- ・ 我々は、追加提案又は証拠を受領しない限り、ヒアリング開催後 12 週間以内に決定を発行する。

²⁷ イノベーション特許とは、我が国における実用新案に類似する権利である。登録時の実体審査は無い上、進歩性に関する登録要件が緩和されている。権利の存続期間は 8 年間である。

²⁸ 国際型調査とは、締約国の国内法令が認める場合に、当該締約国の国内官庁又は当該締約国のために行動する国内官庁にされた国内出願について行われる国際調査に類する調査のことである (PCT 第 15 条(5)参照)。

F. デンマーク特許庁 (DKPTO) ²⁹

(1) 回答結果

DKPTO から、特許審査の品質目標は、DKPTO のウェブサイトにある「品質管理マニュアル (Quality Management Manual)」³⁰に開示されているとの回答が得られた。

品質管理マニュアルには、「品質オブジェクティブ (Quality Objectives)」及び「品質ゴール (Quality Goal)」が定められている。「品質オブジェクティブ」には行動目標が記載されており、「品質ゴール」には適時性やユーザー満足度調査を指標とした目標や目標が記載されている。「品質オブジェクティブ」及び「品質ゴール」の内容は以下のとおりである。

品質オブジェクティブ (Quality Objectives)

1 年行動計画

このオブジェクティブは全ての権利付与、登録及びサービスに適用される：

次のことを通じて、ワークパフォーマンスの品質を向上させる。

- ・タスクの記述 (task descriptions) に基づき、以下の事項を保証する品質管理システムを維持・改善させること
 - －品質基準 (quality standards) が観測されること
 - －全ての文書がアクセス可能であること
- ・技術者間査読レビュー (Technical peer review) 及び議論を通して品質を維持・向上させること
- ・以下の事項によって職員能力を維持・向上させること
 - －関連する調査テクニック及び審査を利用したトレーニング
 - －知識の共有、例えば専門グループ、専門家フォーラムや勉強会への参加

3 年行動計画

- ・以下の事項を達成させるために、少なくとも、上記のオブジェクティブを保証すること
- ・ワークプロセスを改善すること
- ・システムのエラーを特定又は低減させるために品質保証を改善すること
- ・より一般的な特性の問題だけでなく、具体的なケースや決定についても、顧客と

²⁹ DKPTO は、NPI (北欧特許庁) を構成する知的財産庁の一であり、品質管理体制は NPI と類似している。なお、NPI (Nordic Patent Institute) は、デンマーク、アイスランド、ノルウェーによって設立された国際機関であり、主に PCT の国際調査機関および国際予備審査機関として活動している機関である。

³⁰ DKPTO 「Quality Management Manual」 <http://www.dkpto.org/media/22319738/niveau%201%20engelsk.pdf> (最終アクセス日：2016 年 3 月 8 日) なお、品質ゴールについては、同文献中の巻末にある「Quality Goals for Patents and Utility Models 2014」に、目標となる項目の一覧表が記載されている。

のより良い対話を確立することによって、補完性の原理（principle of subsidiarity）を洗練させること

特許及び実用新案

特許や実用新案の権利付与及び実用新案登録については以下も適用される：

以下の事項によって、調査及び審査の速度を維持・向上させる。

- ・ 案件の滞貨の発生を防止すること
- ・ ユーザーによる重要な意志決定が可能となるように、新たな出願の審査を進めること

以下の事項によって、調査及び審査の品質を維持・向上させる。

- ・ 技術者間査読レビュー（Technical peer review）システムを改善すること
- ・ 各技術チームの関連技術分野は、適切な資格を有する審査官によってカバーされることを保証することにより、タスクパフォーマンスの品質を維持すること
- ・ PCT の調査及び審査結果についてベンチマーキングを実施すること
- ・ 本発明の技術分野に最適なサーチストラテジーを選択すること

他の知的財産庁との契約パートナーシップワーク（contract partnership work）については以下も適用される：

以下の事項によって、調査及び審査の品質を維持・向上させる。

- ・ 品質計測（Quality measurements）に基づいて個々の審査官を定期的にフォローアップすること

品質ゴール（Quality Goal）

1. 速度ゴール（DKPTO 手続）

特許：

- a. 少なくとも、受領した案件と同数の案件を処理・完了させること
- b. 過去 1～3.5 年前に出願された案件のうち 75%を処理・完了させること（1 年ゴール）
- c. 過去 1～3.5 年前に出願された案件のうち 80%を処理・完了させること（3 年ゴール）
- d. 調査及び審査報告の 95%を 7.5 か月以内に発送すること

実用新案：

- e. 95%の案件で、実用新案（無審査）の最初の許可通知を 2 か月以内に発送すること
- f. 95%の案件で、実用新案（無審査）の登録を 9 か月以内に完了させること
- g. 95%の案件で、実用新案（審査有り）の調査及び審査報告を 3 か月以内に発送す

ること

h. 80%の案件で、実用新案（審査有り）の登録を2年以内に完了させること

2. 品質ゴール（DKPTO 手続）

a. 「不満」（unsatisfactory）と評価されるのが案件の4%までであること

3. 品質ゴール（業務委託での手続）

a. 「不満」（unsatisfactory）と評価されるのが案件の4%までであること

4. 顧客ゴール（DKPTO 手続）

a. 欧州の品質プロジェクトに関連してベンチマーキングを実施すること

b. 隔年で DKPTO が選択したユーザーに対しユーザー満足度調査を実施すること

5. 顧客ゴール（業務委託での手続）

a. 契約している他の知的財産庁との間で少なくとも年1回会合を設け、ケースワークの品質をモニターすること

6. NPI（Nordic Patent Institute）のための顧客ゴール

a. NPI との会合を通じて品質を定期的にモニターすること

2. 品質目標の海外調査結果報告（意匠）

各知的財産庁から得られた回答（回答時期：2015年10月～12月頃）を基に、意匠審査の品質目標を以下にまとめた³¹。

（冒頭に意匠五庁（ID5）会合に関する4ヶ国（機関）、その下に実体審査国（7ヶ国）、最後に方式審査のみ実施する国々（12ヶ国）を日本国籍出願人からの意匠出願件数が多い順に掲載）

国／地域 （知的財産庁）	実体審査 の有無	日本からの 意匠出願 件数 ^{1.1}	意匠 審査官数 （2014年 度）	品質 目標 の有無	公開 の有無	行動目標	指標に基づく目標			備考
							適合率	審査速度	その他	
米国（USPTO）	○	2,411	145	○	○		(※1)	・ファーストアクションまでの係属期間 ・総合係属期間	・特許品質複合スコア（※1） ・未審査滞案件数 ・RCE滞案件数	○ハーグ協定加盟国 (※1) 「特許品質複合スコア」は、2016年2月4日に開催されたUSPTO特許諮問委員会（Patent Public Advisory Committee）四半期会合の資料によると、2016年度（2016年10月～）から廃止される予定である。
韓国（KIPO）	○	1,151	40	×	×					○ハーグ協定加盟国
中国（SIPO）	×	4,078	100	○	○		(※2)			(※2) SIPOから中国国家知識産局のニュースペーパーが提示された。
欧州（OHIM）	×	1,197	35	○	○		(※3)			○ハーグ協定加盟国 (※3) 品質マニュアルの中で以下を品質目標としている。 ・品質：判断、サービス、プロジェクト、ツール及びユーザー対応における質の保証 ・予測性：OHIMの意思決定プロセスの透明性向上と審査結果の予測可能性向上 ・整合性：審判及び判決結果との整合性向上 ・適時性：ユーザーの期待に沿うような、手順の効率化作業、並びに作業の高品質化及び迅速化 ・アクセシビリティ：OHIMのサービスが誰もが受けられるようにするための様々なツールの整備、及びそのツールの手順への統合
台湾（TIPO）	○	1,188	15	○	×					
インド（CGPDTM）	○	497	—	〈回答なし〉						
タイ（DIP）	○	385	11	○	○		(※4)			(※4) 品質目標の公開はあるとのことであるが、特定できなかった。
ベトナム（NOIP）	○	290	9	○	×					
ロシア（ROSPATENT）	○	252	46	○	○		(※5)			参考：ロシアでは意匠はロシア民法典第4部によって保護される。 (※5) 統一された品質目標に関する文書はなく、「行政規則」「工業意匠出願に関する検索実施についてのガイドライン」及び「工業意匠出願審査に関する勧告」が品質目標に相当するという回答であった。
カナダ（CIPPO）	○	166	13	○	×					以下の項目を観察するとしているが、指標の有無は不明である。 ・一貫性 ・正確さ ・適時性 ・効率
フィンランド（PRH）	○	6	3	×	×					

³¹ 平成27年度特許庁産業財産権制度各国比較調査研究等事業「各国の品質目標・管理体制及びユーザー評価に関する調査研究報告書【意匠編】」に基づき作成した。なお、下線を付した知的財産庁については、p.54以降に補足情報を掲載した。

1.1 日本国籍出願人からの意匠出願件数（2014年）。WIPO IP Statistics Data Center より抽出。

<http://ipstats.wipo.int/ipstatv2/index.htm?tab=patent>（最終アクセス日：2016年3月8日）

ただし、台湾については年報より抽出。<http://www.tipo.gov.tw/dl.asp?filename=571714102571.pdf>（最終アクセス日：2016年3月8日）

国／地域 (知的財産庁)	実体審査 の有無	日本からの 意匠出願 件数 ¹⁾	意匠 審査官数 (2014年 度)	品質 目標 の有無	公開 の有無	行動目標	指標に基づく目標			備考
							適合率	審査速度	その他	
インドネシア (DGIPR)	×	423	—	(回答なし)						
オーストラリア (IP Australia)	×	232	10	○	○			(※6)		参考: 実体審査なし、方式審査のみ、登録後審査 請求で新規性・識別性の実体審査を行う。 ※6: 指標に基づく目標 ・品質基準に合致している割合 ・審査期間 ・意見書受領後の応答期間 ・方式審査期間 ・方式審査後の登録までの期間 ・ヒアリング期間
シンガポール (IPOS)	×	193	—	(回答なし)						○ハーグ協定加盟国
ドイツ (DPMA)	×	86	11	○	×					○ハーグ協定加盟国
英国 (UKIPO)	×	4	7	○	×					
ノルウェー (NIPO)	×	4	4	○	×					○ハーグ協定加盟国
アイスランド (IPO)	×	1	—	(回答なし)						○ハーグ協定加盟国
オーストリア (APO)	×	—	5	○	×					
スペイン (SPTO)	×	—	2	○	○			(※7)		○ハーグ協定加盟国 参考: 実体審査なし、方式審査のみ ※7: 指標に基づく目標 ・登録査定までの平均期間 ・早期審査における登録査定までの平均期間 平均期間 ・異議決定までの平均期間
デンマーク (DKPTO)	×	—	2	○	○			(※8)		○ハーグ協定加盟国 参考: 出願人からの請求がなければ実体審査は 行われない。 ※8: 行動目標 ・品質管理システムの維持・改善 ・品質の維持・向上 ・職員能力の維持・向上 ・作業工程の改善 ・ユーザーとの対話確立 ・審査速度の維持・向上 ・ユーザー満足度調査の実施 指標に基づく目標 ・不適合と評価される割合 ・審査期間
スウェーデン (PRV)	×	—	2	○	×					
ベネルクス (BOIP)	×	—	—	(回答なし)						

A. 米国特許商標庁（USPTO）[実体審査国]

（１）回答結果

品質管理について意匠独自の体制があるわけではなく、特許の品質管理と同じ枠組みで実施されている。意匠審査の品質目標のうち、特許品質複合スコア（Patent Quality Composite Score）については、USPTO のウェブサイトにある特許ダッシュボード（Patents Dashboard）³²に開示されているとの回答が得られた³³（図１）。

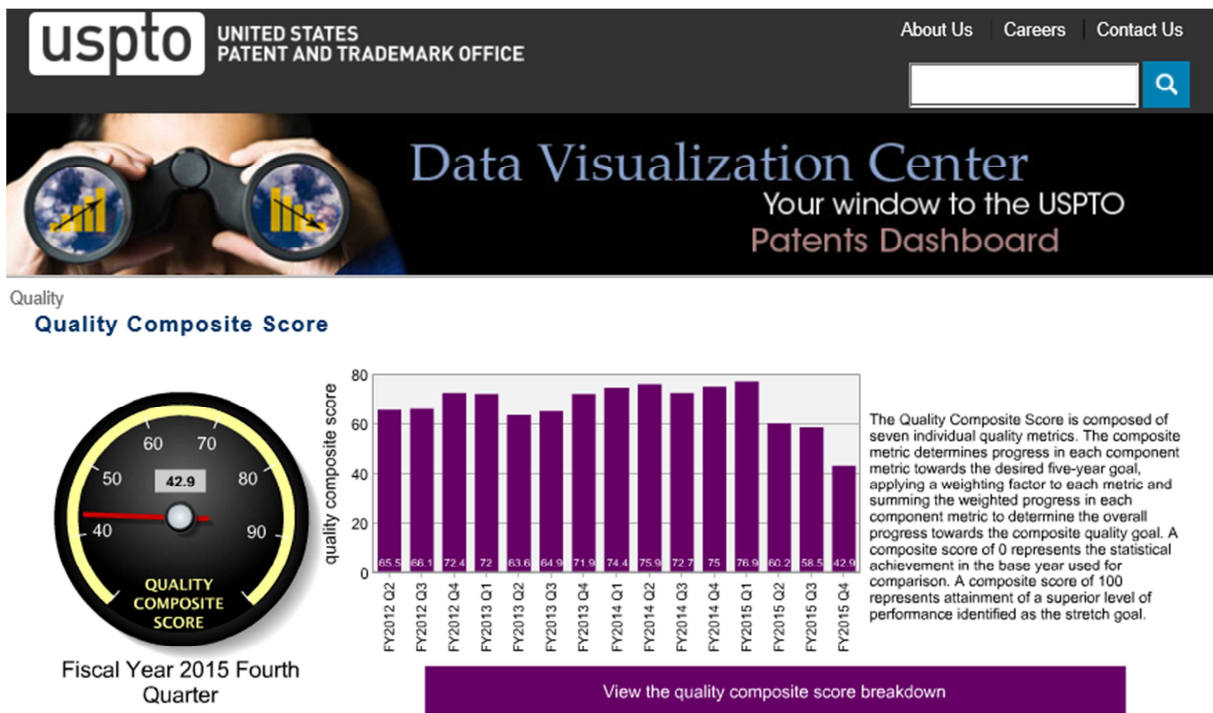


図１ 特許ダッシュボード

（２）公開情報調査から得られた情報

戦略目標

USPTO は、2014 年に「USPTO Strategic Plan 2014-2018」³⁴を策定している。これは USPTO の組織的な長期戦略計画である。この計画書では、Goal I～III 及び Management Goal の計 4 つの戦略目標（Strategic Goal）が定められており、このうち Goal I には、「特許品質と適時性の最適化（Optimize Patent Quality and Timeliness）」が掲げられている。

³² USPTO Data Visualization Center 「Patents Dashboard」 Patent Quality Composite Score

<http://www.uspto.gov/dashboards/patents/main.dashxml>

³³ Data Visualization Center のトップページにおける表示では、「Quality Composite Score」は意匠を含むが、「First Office Action Pendency(Months)」等の他のメーターには意匠は含まれていない。意匠に関するデータは下部の「Design Date」で見ることができる（USPTO の回答による。）

³⁴ USPTO 「USPTO Strategic Plan 2014-2018」

http://www.uspto.gov/sites/default/files/documents/USPTO_2014-2018_Strategic_Plan.pdf

戦略目標

Goal I: 特許品質と適時性の最適化

Goal II: 商標品質と適時性の最適化

Goal III: 世界規模における知財政策、保護及び権利行使の改善のため、国内及び海外におけるリーダーシップの提供

Management Goal: 優れた組織の実現

Goal I～III 及び Management Goal には、これらの戦略目標を達成させるために、複数の目標 (Objective) が設定されている。Goal I には 7 つ、Goal II には 5 つ、Goal III には 2 つ、Management Goal には 3 つの目標が設定されている。特許に関する Goal I の各目標は、次のとおりである。

GOAL I: 特許品質と適時性の最適化

目標 1: 最適な特許係属期間の精査

目標 2: 最適な特許係属期間に合わせるための効率化及び特許審査能力の向上

目標 3: 国際協力とワークシェアリングの向上

目標 4: 特許品質の強化の継続

目標 5: 全てのユーザーに対する最適な IT サービスの提供を確保

目標 6: 利害関係者（ステークホルダー）及び社会福祉の増進の継続

目標 7: 適時かつ高品質の決定をするための特許審判部（PTAB）能力の維持

重要達成指標³⁵

USPTO は Goal I（特許品質と適時性の最適化）の達成度を検討するため、3 つの重要達成指標（ファーストアクションまでの平均係属期間、平均総合係属期間、特許品質複合スコア）に目標値をそれぞれ設定している。

米国会計 2015 年度（2014 年 10 月～2015 年 9 月）の重要達成指標の成果及び米国会計 2016 年度（2015 年 10 月～2016 年 9 月）の目標は表 1 のとおりである³⁶。

表 1 重要達成指標の目標値と実績値

	FY2015		FY2016
	目標値	実績値	目標値
ファーストアクションまでの平均係属期間（月）	16.4	17.3 （目標未達）	14.7
平均総合係属期間（月）	27.7	26.6 （目標達成）	23.9
特許品質複合スコア	83-91	42.9 （目標未達）	83-91

³⁵ 重要達成指標は、意匠特許を含んだ値である（USPTO への確認結果）。

³⁶ USPTO「2015 Performance and Accountability Report」19 ページ表 2、57 ページ表 4 表 5、65 ページ 表 7 を参照した。

<http://www.uspto.gov/sites/default/files/documents/USPTOFY15PAR.pdf>

特許品質複合スコア

重要達成指標中の「特許品質複合スコア」とは、品質に関する 7 つの要素 (Component) のスコアを加重平均して算出したものであり³⁷、100 が上限値である。品質に関する 7 つの要素は表 2 のとおりである。

表 2 品質に関する 7 つの要素とその加重³⁸

要素 (Component)	加重
最終処分のコンプライアンス率 (Final Disposition Compliance Rate)	20%
審査段階のコンプライアンス率 (In-Process Compliance Rate)	15%
品質指標レポート (Quality Index Report : QIR)	20%
FA サーチレビュー (Complete First Action on the Merits (FAOM) Review)	10%
FA に対する完全レビュー (Complete First Action on the Merits (FAOM) Review)	10%
外部品質アンケート調査 (External Quality Survey)	15%
内部品質アンケート調査 (Internal Quality Survey)	15%

米国内のユーザーからは、特許品質複合スコアと品質との関連が理解しがたいとの意見もあり、また、USPTO の年次報告書「Performance and Accountability Report Fiscal Year 2015」によると、7 つの要素のスコアが変動しやすく、最終的な複合スコアも安定した値を示さないことから、品質状態を正しく反映していない可能性があるとして、複合スコアの再検討が行われていることが示されている³⁹。

さらに、2016 年 2 月 4 日に開催された USPTO 特許諮問委員会 (Patent Public Advisory Committee) 四半期会合の最新の資料によると、2016 年度 (2016 年 10 月～) から複合スコアを廃止し、7 つの要素についても再検討することとされている。7 つの要素のうち、外部・内部の品質アンケート調査については、スコアを算出することはせずに、原因分析に活用する方向で検討がなされている⁴⁰。

³⁷ まず、7 つの要素の各スコアが、基準となる年度のスコアから目標となるスコアに対する進捗割合を計算することにより算出され、特許品質複合スコアは、それら 7 つの要素スコアに加重を掛けて合算することにより算出される。

³⁸ USPTO Patent Public Advisory Committee Quarterly Meeting 「USPTO Patent Quality Composite」
http://www.uspto.gov/sites/default/files/about/advisory/ppac/20130314_PPAC_QualityComposite.pdf (最終アクセス日：2016 年 3 月 8 日)

³⁹ USPTO 「Performance and Accountability Report Fiscal Year 2015」 53, 65 ページ <http://www.uspto.gov/sites/default/files/documents/USPTOFY15PAR.pdf> (最終アクセス日：2016 年 3 月 8 日)

⁴⁰ USPTO Patent Public Advisory Committee Quarterly Meeting 「Quality Metrics」
http://www.uspto.gov/sites/default/files/documents/20160204_PPAC_Quality_Metrics.pdf (最終アクセス日：2016 年 3 月 8 日)

B. 韓国特許庁（KIPO）[実体審査国]

（１）回答結果

KIPO の回答によれば、品質目標はないとのことであった。

（２）公開情報調査から得られた情報

KIPO のウェブサイトには、KIPO が発行する「2015 年度業績管理実施計画」⁴¹が掲載されており、そこには、KIPO の 6 つの戦略目標とそれらに対応する施策が示されている。それら戦略目標のうち、品質に関する目標として次の戦略目標 1 が掲げられている。

戦略目標 1 世界最高水準の審査・審判サービスを提供する。

(전략목표 I 세계 최고 수준의 심사·심판 서비스를 제공한다.)

この戦略目標 1 の達成のために、成果目標や指標等が表 3 のようにまとめられている。

表 3 KIPO 戦略目標 1 の成果目標・管理課題・成果指標

成果目標	管理課題	成果指標
I-1. 創造的なアイデアの迅速正確な権利化をサポートする審査		品質管理指数 (%)
	①審査審判処理期間の短縮、審査審判処理期間	審査審判処理期間達成度 (%)
	②審査審判の品質向上	先行技術検索忠実度 (%)
		審判の品質指数 (%)
I-2. 専門教育の強化を通じた審査審判能力の向上審査		審査審判官専門指数 (点)
	①新技術と法制度教育の強化を通じた審査審判高度化	審査審判教育現場適用度 (%)
		教育課程運営率 (%)
I-3. 顧客中心の知的財産制度の構築運営		特許・商標制度の改善、顧客満足度 (%)
	①顧客のカスタマイズ審査。審判制度の構築・運営	制度の改善忠実度 (%)
		制度の改善の進捗度 (%)

このうち成果目標「創造的なアイデアの迅速正確な権利化をサポートする審査」に対応する成果指標として、品質管理指数が設けられている。「2015 年度業績管理実施計画」には、その品質管理指数の具体的な計算方法と目標についても記載されている。

⁴¹ KIPO 「2015 년도 특허청 성과관리시행계획 (2015 年度業績管理実施計画)」
http://www.kipo.go.kr/kpo/user.tdf?a=user.sil_kuk.pmplan.BoardApp&board_id=pmplan&cp=1&pg=1&npp=10&catmenu=m05_01_03&sdate=&edate=&searchKey=&searchVal=&bunryu=&st=&c=1003&seq=1234 (最終アクセス日：2016 年 3 月 8 日)

る。品質管理指数は、表 6 に示す通り、5 つのコンポーネントから計算される指標であり、2015 年の目標値は 100 と示されている。

表 4 品質管理指数のコンポーネント

コンポーネント		加重	目標
審査評価結果 (심사평가결과)		30	
	特・実 (특・실)	15	99.54 以上
	商標・意匠 (상・디)	15	99.79 以上
審査品質の満足度 (심사품질 만족도)		20	73.66 以上
先行技術検索履歴化率 ⁴² (선행기술검색 이력화율)		25	70%
着手登録決定件の技術対比充実度 ⁴³ (착수등록결정건의 기술대비 충실도)		25	60%

この品質管理指数は、各コンポーネントについて、目標値に対する達成率を算出し、コンポーネントの重要度に応じた加重を乗じて足し合わせ、最後に 100 を加えることで算出している。いずれかのコンポーネントが目標未達であり、加重を乗じて算出した達成率が負となった場合は、合算した品質管理指標の値は 100 より小さくなる。反対に、目標達成の場合は加重を乗じて算出した達成率が正の値となるため、品質管理指標は 100 以上の数字となり得る。

品質管理指数のコンポーネントには、特許以外に商標及び意匠の審査評価結果も含まれていることから、品質管理指数は特許、意匠及び商標の審査品質を総合した指標となっている。

⁴² 韓国法律事務所からの情報によると、表中「先行技術検索履歴化率」とは、先行技術を検索した履歴化の割合をいい、審査報告書に検索履歴を添付した比率を測定していると推定される。

⁴³ 同じく韓国法律事務所からの情報によると、表中「着手登録決定件の技術対比充実度」とは、登録される案件と引例技術との比較の充実度をいい、審査報告書の登録理由の記載欄に登録理由を記載した案件の比率を測定しているものと推察される。

C. 中国特許庁（SIPO）[無審査国]

（１）回答結果

SIPO から、品質目標の開示先として、中国国家知識産権局ニュースのニュースペーパー⁴⁴が提示された。

（２）公開情報調査から得られた情報

SIPO の専利法 (Patent Law) の第 21 条の第一文には、「客観性と公正性、正確性、適時性の要求に従い、法に基づいて関連する特許の出願及び請求を処理しなければならない」と記載されている。専利法第 21 条は以下の通りである。

国務院専利行政部門及びその特許再審委員会は、客観性と公正性、正確性、適時性の要求に従い、法に基づいて関連する特許の出願及び請求を処理しなければならない。

国務院専利行政部門は完全かつ正確に、適時に特許情報を発表し、特許公報を定期的に発行しなければならない。

特許出願が公開又は公告されるまで、国務院専利行政部門の職員及び関係者はその内容に対して秘密保持の責任を負う。

SIPO では、「国家知的財産戦略の実施ための推進計画 (The Promotion Plan for the Implementation of the National Intellectual Property Strategy)」を策定し、ウェブサイト上で公表している。2015 年版は見当たらなかったものの、2014 年度の計画では、同計画内に 7 つの目標を掲げており、そのうち専利品質に関する目標が 1 番目に記載されている。なお、この 7 つの目標それぞれについていくつかの施策が掲げられており、合計で 79 の施策が記載されている⁴⁵。

目標 1 は次のとおりであり、品質について定性的な目標を掲げている。

I. 知的財産創出の品質を高める。

目標：

知的財産の実績評価システムを改善し、知的財産創出の適切性及び効率を高める。専利出願の品質改善するための政策の方向性を最適化し、専利出願の品質の監督を強化する。様々なタイプの知的財産の審査を改善し、品質管理を強化し、審査効率を高める。知的財産のイノベーターの創出能力を向上し、重要分野での知的財産のレイアウトを高める。

ただし、これは 2014 年度のものであり、今年度どのような品質目標を設定してい

⁴⁴ <http://english.sipo.gov.cn/news/chinaIPnews/>（最終アクセス日：2016 年 3 月 23 日）

⁴⁵ SIPO「The Promotion Plan for the Implementation of the National Intellectual Property Strategy in 2014」
http://english.sipo.gov.cn/laws/developing/201405/t20140505_944778.html

たかについては不明である。

また、中国法律事務所へのヒアリングによれば、品質目標については **SIPO** として公式に発表している目標はないが、「国家知識産権局成立 30 周年記念文集」（2010 年発行）に局レベルでの品質目標をどのように考えていたかを審査業務管理部部長が以下のように述べている。ただし、数値目標はない。

- ①保護客体を明確にし、法律保護機能を重視することを品質の観点とする変化を実現する。
- ②意匠保護の立法趣旨から出発して、意匠保護の本質を深く理解し、審査標準を正確に把握し、登録品質を高める。

D. 欧州共同体商標意匠庁（OHIM）[無審査国]

（１）回答結果

OHIM からは、品質目標はあり、ウェブ上に公開されている⁴⁶と回答があった。

（２）公開情報調査から得られた情報

意匠審査の品質目標は整備され公開されている。意匠の品質に関する目標の詳細は、品質マニュアル⁴⁷の中で、以下の項目が挙げられている。

- ・品質 : 判断、サービス、プロジェクト、ツール及びユーザー対応における品質の保証
- ・予測性 : OHIM の意思決定プロセスの透明性向上と審査結果の予測可能性向上
- ・整合性 : 審判部と欧州裁判所との手続の整合性向上
- ・適時性 : ユーザーの期待に沿うような、手順の効率化作業、並びに作業の高品質化及び迅速化
- ・アクセス性 : OHIM のサービスが誰もが受けられるようにするための様々なツールの整備、及びそのツールの手順への統合

また、「OHIM Service Charter」には、RCD（欧州連合（EU）全域における登録共同体意匠）の適時性及び審査品質に関する数値目標が掲載されており、さらに四半期ごとにその進捗状況が掲載されている。例えば、RCD 出願審査の適時性等に関する指標については、図 2 に示すとおり、下記の項目が公開されている。

適時性：

- ・出願日から登録までの期間（早期審査）
- ・出願日からファーストアクションまでの期間（通常審査）
- ・出願日から登録までの期間（通常審査）

審査適正：

- ・登録品質⁴⁸

⁴⁶ OHIM「OHIM Service Charter」<https://oami.europa.eu/ohimportal/en/ohim-service-charter>（最終アクセス日：2016 年 1 月 30 日）

⁴⁷ OHIM「Quality manual」3 ページ
https://oami.europa.eu/tunnel-web/secure/webdav/guest/document_library/contentPdfs/about_ohim/quality/Quality_Manual_en.pdf

⁴⁸ 「RCD publication Quality」をここでは「登録品質」と翻訳した。

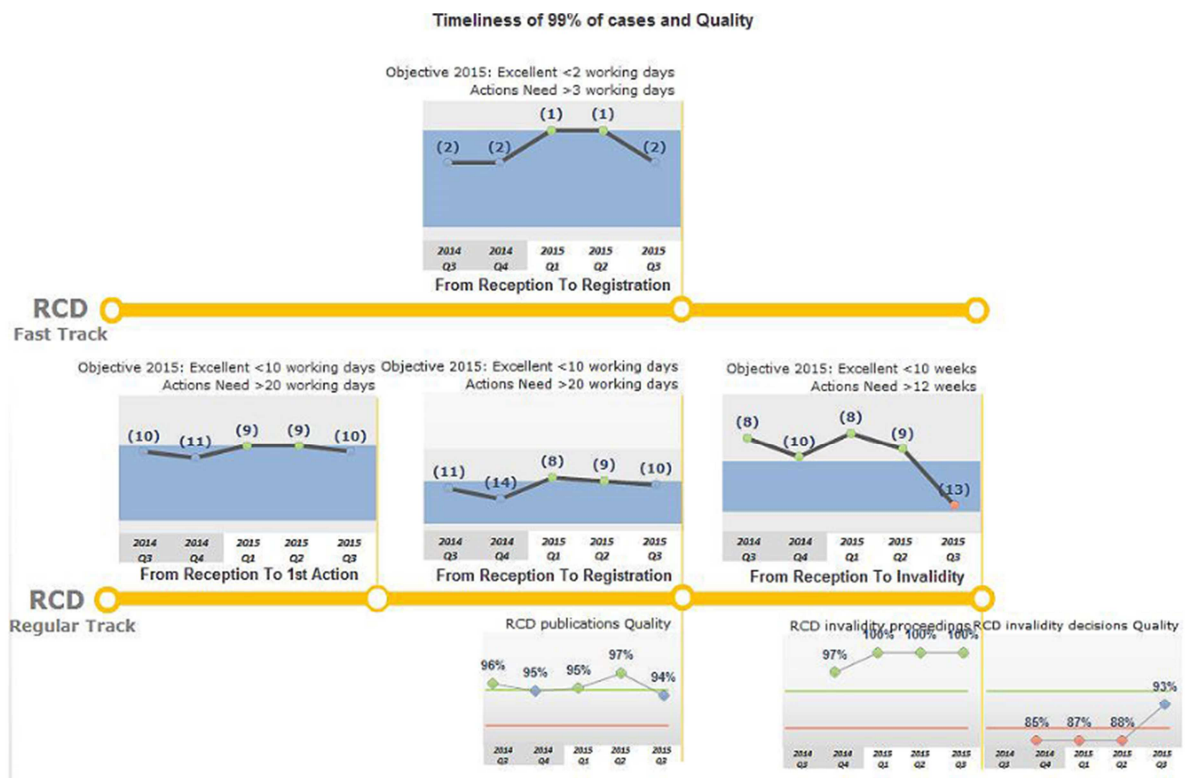


図2 公開されている適時性及び審査の質に関する定量目標
(OHIM ウェブサイト「Service Charter」より)

各指標について進捗状況を示すとともに良好な基準（Excellent）と対策が必要な基準（Actions Need）が示されている。各指標において対策が必要な水準になった場合には、同じウェブサイト⁴⁹に改善のために実施すべきアクションが掲載される。

品質に関する目標を達成するためのアクションは、戦略プランや上記の OHIM のウェブサイトで公開されているもの以外に、年次報告、成績・品質・リスク四半期報告及び品質委員会・知識サークル（Knowledge Circle）の会議議事録など内部文書にも記載されている。

⁴⁹ OHIM 「OHIM Service Charter」 ~Timeliness of designs and quality of decisions~ 「ACTION」 のタブ

E. オーストラリア特許庁（IP Australia）[無審査国]⁵⁰

（１）回答結果

IP Australia から、意匠審査の品質目標は、IP Australia のウェブサイトの開示されているとの回答が得られた。

IP Australia が指定したページ⁵¹には、IP Australia の「意匠審査品質公約 (Design Product Quality Commitments)」及び「意匠サービス水準公約 (Design Service Level Commitment)」の 2 つの公約が記載されている。「意匠審査品質公約」では品質基準に対する適合率、「意匠サービス水準公約」では適時性を指標として設定している。各公約の内容は、以下のとおりである。

意匠審査品質公約

意匠審査品質基準階層 1

知的財産権の有効性を妨げ得る事項に関連した審査品質基準に関して

- ・適切な調査及び調査方法がとられている。
- ・すべての関連する拒絶理由が正しく採用されている。

許容品質レベル：案件の 93.5%が審査品質基準に合致している。

審査品質基準階層 2

出願人又は IP Australia にとって、相当量のやり直し及び／又は不都合が必要になる事項に関連した審査品質基準に関して

- ・報告書は網羅的、かつ、必要な情報が記載されている。

許容品質レベル：案件の 90%が審査品質基準に合致している。

審査品質基準階層 3

審査の品質の全般的な受取られ方という観点で重要な事項に関する審査品質基準に関して

- ・方式的な記載が完璧で正しいこと。

許容品質レベル：案件の 85%が審査品質基準に合致している。

⁵⁰ 方式審査のみで登録となり、実体審査はない。意匠登録されると意匠公報に公告される。公告に対する異議申立は採用されていないが登録後は何人も実体審査を請求することができる。また、意匠権者が権利行使する場合には、権利行使前に意匠登録に対して審査請求をし、意匠登録の証明を受けなければならない。

<https://www.iprsupport-jpo.go.jp/miniguide/pdf2/Australia.html>

⁵¹ IP Australia 「Designs service level commitments」

<http://www.ipaustralia.gov.au/about-us/doing-business-with-us/customer-service-charter/design-s-service-level-commitments/>

意匠サービス水準公約

意匠登録及び審査基準

- ・我々は、審査請求の受領から 13 週間以内に審査し登録の報告書を発行する。
- ・我々は、出願の審査に関する応答の受領から 20 営業日以内に返答をする。
- ・我々は、登録請求の受領から 8 週間で方式審査を完了する。
- ・我々は、方式審査の要件を満たしている案件を 20 稼働日以内に登録をする。

意匠ヒアリング（審理）基準

- ・我々は、追加提案又は証拠を受領しない限り、ヒアリング開催後 12 週間以内に決定を発行する。

3. 品質目標の海外調査結果報告（商標）

各知的財産庁から得られた回答（回答時期：2015年10月～12月頃）を基に、商標審査の品質目標を以下にまとめた⁵²。

（冒頭に商標五庁（TM5）会合に関係する4ヶ国（機関）、その下に商標出願件数が多い順に掲載）

国／地域 (知的財産庁)	商標出願 件数 (件)	商標審査 官数 (人)	品質目標		行動目標	指標に基づく目標			備考
			有無	公開		適合率	審査処理速度	その他	
米国 (USPTO)	342,287	464	○	○	-	USPTOウェブサイトの 商標ダッシュボード ・ファーストアクション (FA)の質 ・査定率	・ファーストアクション (FA)までの平均係属期間 ・平均総合係属期間	-	
欧州 (OHIM)	113,906	300	○	○	-	・品質 ^{*1} ・整合性 ^{*1}	・予測性 ^{*1} ・適時性 ^{*1}	・アクセス性 ^{*1}	^{*1} 具体的には、以下の目標である ・品質： 判断、サービス、プロジェ クト、ツール及びユーザー対応にお ける質の保証 ・予測性： OHIMの意思決定プロセス の透明性向上と審査結果の予測可能 性向上 ・整合性： 審判及び判決結果との整 合性向上 ・適時性： ユーザーの期待に沿うよ うな、手順の効率化作業、並びに作 業の高度化及び迅速化 ・アクセス性： OHIMのサービスが誰 もが受けられるようにするための 様々なツールの整備、及びそのツ ールの手順への統合
中国 (SAIC)	1,848,858	-	(回答なし)						
韓国 (KIPO)	158,677	108	○	×					
インド (CGPDTM)	200,769	-	(回答なし)						
台湾 (TIPO)	74,031	53	○	○	・商標審査の質の強化	・審査の統一性の確保及び 商標の正確な処分の推進	・審査処理案件の加速	-	
ドイツ (DPMA)	64,826	約100	○	×					
ロシア (ROSPATE NT)	64,062	120	○	○					※品質目標はROSPATENTのウェブサイト に公開されているという回答であつた が、確認されたのは2011年の審査の適 時性に関する指標で、現時点の目標に ついては特定できなかった。
オーストラリア (IP Australia)	62,541	120	○	○	-	・適切な調査及び調査方法が 実施されていること ・拒絶理由の判断・通知等 ^{*2} ・報告書の記載が網羅的・ 十分であること ・方式的な記載の不備がない こと (達成基準として、それぞれ 審査品質基準に合致する案 件の割合が設定されてい る)	-	-	^{*2} 具体的には、以下の目標である ・関連するすべての拒絶理由が正しく 採択されていること ・その他のすべての拒絶理由がなされ ていること ・無効な拒絶理由が含まれないこと (達成基準として、それぞれ審査品質 基準に合致する案件の割合が設定さ れている)

⁵² 平成27年度特許庁産業財産権制度各国比較調査研究等事業「各国の品質目標・管理体制及びユーザー評価に
関する調査研究報告書【商標編】」に基づき作成した。なお、下線を付した知的財産庁については、p.67以降に補
足情報を掲載した。

インドネシア (DGIPR)	60,983	-	(回答なし)					
英国 (KIPO)	50,415	78	○	○	-	-	・審査の処理速度	・満足度調査の 総合平均
スペイン (SPTO)	49,976	41	○	×				
カナダ (CIPO)	49,819	66	×	-				
タイ (DIP)	46,097	20	×	-				
ベトナム (NOIP)	36,454	55	×	-				
ベネルクス (BOIP)	24,064	23	×	-				
シンガポール (IPOS)	20,968	39	×	-				
ノルウェー (NIPO)	15,273	46	○	×				
スウェーデン (PRV)	10,706	19	○	×				
オーストリア (APO)	9,153	8	○	×				
フオンランド (PRH)	5,431	12	○	×				
デンマーク (DKPTO)	5,054	10	○	○	・品質管理システムの 維持・改善 ・職員能力の維持・向上 ・作業工程の改善 ・ユーザーとの会合実施	・調査及び審査の質 ^{*3}	・調査及び審査の処理速度 ^{*4}	- ^{*3} 不合格の判定の割合 ^{*4} 審査の平均期間、及び一定期間の 審査案件の割合
アイスランド (IPO)	3,601	-	(回答なし)					

A. 米国特許商標庁（USPTO）

（１）回答結果

USPTO から、商標審査の品質目標は、USPTO のウェブサイトにある商標ダッシュボード（Trademarks Dashboard）⁵³に開示されているとの回答が得られた。その「商標ダッシュボード」のトップページには、以下の２つの指標及び目標をメーターに見立てて可視化されている（図 1）。

- ・ ファーストアクションの質（First Action Quality）：95.5%以上
- ・ 査定の質（Final Action Quality）：97%以上
- ・ ファーストアクションまでの平均係属期間：2.5～3.5 月
- ・ 平均総合係属期間：12 月以内

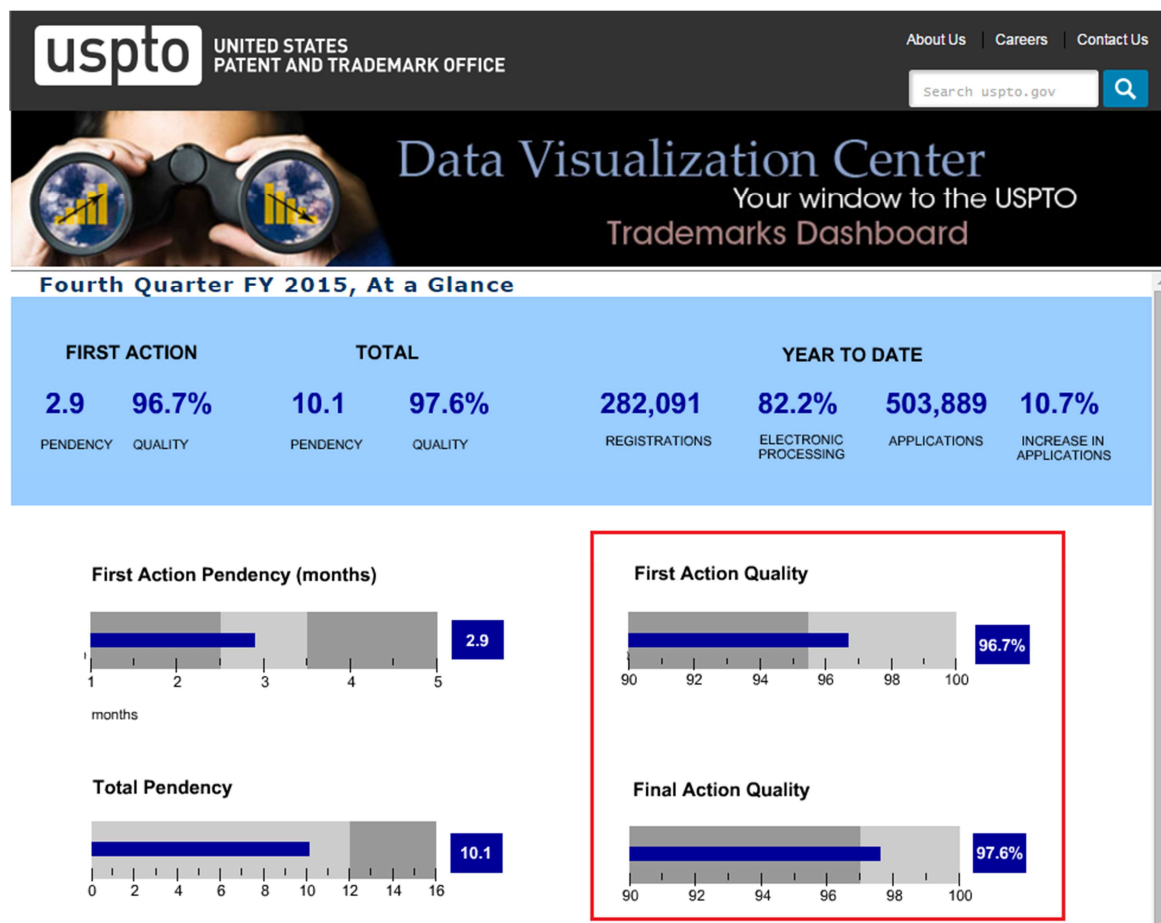


図 1 商標ダッシュボード⁵⁴

⁵³ <http://www.uspto.gov/dashboards/patents/main.dashxml>

⁵⁴ USPTO 内「Trademark Dashboard」 <http://www.uspto.gov/dashboards/trademarks/main.dashxml>（最終アクセス日：2016 年 1 月 19 日）

（２）公開情報調査から得られた情報

「商標ダッシュボード」に示されたファーストアクション及び査定の質に係る指標については、図 2 に示すとおり、商標ダッシュボードの中で詳細に説明されている。

ファーストアクションの質は、ファーストアクションにおける審査官の判断、調査、根拠となる証拠及び記載ぶりについてのエラー・フリーの割合と定義されている。ファーストアクションが出されたものからランダムに抽出されたものについて、上記の審査の質がレビューされ評価されており、遵守率（エラー・フリーの割合）の目標値として 95.5%以上となっている。

査定の質については、ランダムに抽出されたものについて同様にレビューされ評価されており、遵守率（エラー・フリーの割合）の目標値は 97%以上となっている。

Measures of Quality

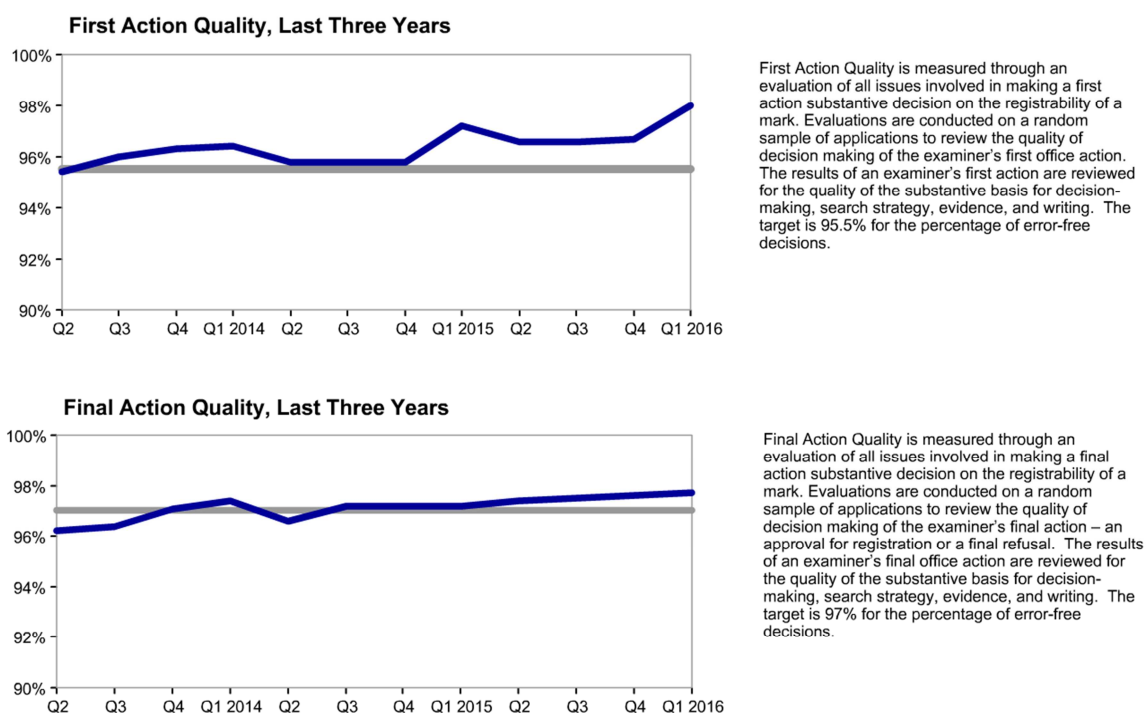


図 2 指標の詳細説明（USPTO の Trademark Dashboard より）⁵⁵

戦略目標

USPTO は、2014 年に「USPTO 戦略計画 2014-2018（USPTO Strategic Plan 2014-2018）」⁵⁶を策定している。これは USPTO の組織的な長期戦略計画である。この計画書では、Goal I～III 及び Management Goal の計 4 つの戦略目標（Strategic Goal）が定められている。このうち Goal II には、「商標品質と適時性の最適化

⁵⁵ 図 US-3 と同じ USPTO 内「Trademark Dashboard」に公開されている各指標の説明

⁵⁶ USPTO 「USPTO Strategic Plan 2014-2018」

http://www.uspto.gov/sites/default/files/documents/USPTO_2014-2018_Strategic_Plan.pdf（最終アクセス日：2016 年 1 月 19 日）

「(Optimize Trademark Quality and Timeliness)」が掲げられている。USPTO が商標審査の品質を重要視している様子がうかがえる。

注力する戦略目標

Goal I : 特許品質と適時性の最適化

Goal II : 商標品質と適時性の最適化

Goal III : 世界規模における知財政策、保護及び権利行使の改善のため、国内及び海外におけるリーダーシップの提供

Management Goal : 優れた組織の実現

(「USPTO Strategic Plan 2014-2018」5 ページ該当箇所を翻訳)

GOAL II には、これらの戦略目標を達成させるために、5 つの目標 (Objective) が設定されており、さらに各目標には複数の施策 (Initiative) 及び達成指標 (Performance Indicator) が設定されている。

GOAL II : 商標品質と適時性の最適化

目標 1 : 商標の審査期間短縮の維持 (ファーストアクションまでの期間 : 平均 2.5~3.5 か月 ; 全審査期間 : 12 か月以内)

目標 2 : 商標品質の維持

目標 3 : ユーザーに対する最適な IT サービスの保証

目標 4 : 関係者及び一般の方への奉仕活動の維持・強化

目標 5 : 商標の裁判及び審判の活性化

(「USPTO Strategic Plan 2014-2018」5 ページ該当箇所を翻訳)

B. 欧州共同体商標意匠庁（OHIM）

（１）回答結果

OHIM から、商標審査の品質目標はあり、ウェブ上に公開されている⁵⁷と回答があった。

（２）公開情報調査から得られた情報

商標審査の品質目標は整備されて公開されている。OHIM では庁全体の長期戦略プランに沿う形で、全体の基本方針にあたる OHIM 統合管理システムポリシー（Integrated Management Systems policy）及び品質目標が設定され、これらに基づいて品質管理が運営されている。

また、品質目標は、品質マニュアル⁵⁸にまとめられている。具体的には、品質マニュアルの中で以下のとおり公開されている。

- ・ 品質 : 判断、サービス、プロジェクト、ツール及びユーザー対応における質の保証
 - ・ 予測性 : OHIM の意思決定プロセスの透明性向上と審査結果の予測可能性向上
 - ・ 整合性 : 審判及び判決結果との整合性向上
 - ・ 適時性 : ユーザーの期待に沿うような、手順の効率化作業、並びに作業の高品質化及び迅速化
 - ・ アクセス性 : OHIM のサービスが誰もが受けられるようにするための様々なツールの整備、及びそのツールの手順への統合
- (OHIM の品質マニュアルの該当箇所を翻訳)

さらに、OHIM のウェブサイトには、上記の品質目標の達成度を測るための様々な指標が設定されており、四半期ごとにその進捗状況が公表されている。例えば、商標審査の適時性及び審査の判断の適切性に関する指標として、以下の項目が設定されている（図 3）。

適時性：

- ・ 出願受理から出願公告までの期間（早期審査の場合）
- ・ 出願受理から登録までの期間（早期審査の場合）
- ・ 出願費用納付から審査終了までの期間
- ・ 出願費用納付から出願公告までの期間
- ・ 登録費用納付から登録までの期間

⁵⁷ OHIM 「OHIM Service Charter」 <https://oami.europa.eu/ohimportal/en/ohim-service-charter>（最終アクセス日：2016 年 1 月 30 日）

⁵⁸ OHIM 「Quality manual」 の p3
https://oami.europa.eu/tunnel-web/secure/webdav/guest/document_library/contentPdfs/about_ohim/quality/Quality_Manual_en.pdf（最終アクセス日：2016 年 1 月 20 日）

商標審査の品質：

- ・ 商標審査の判断の妥当性
- ・ 絶対的拒絶理由の判断の妥当性

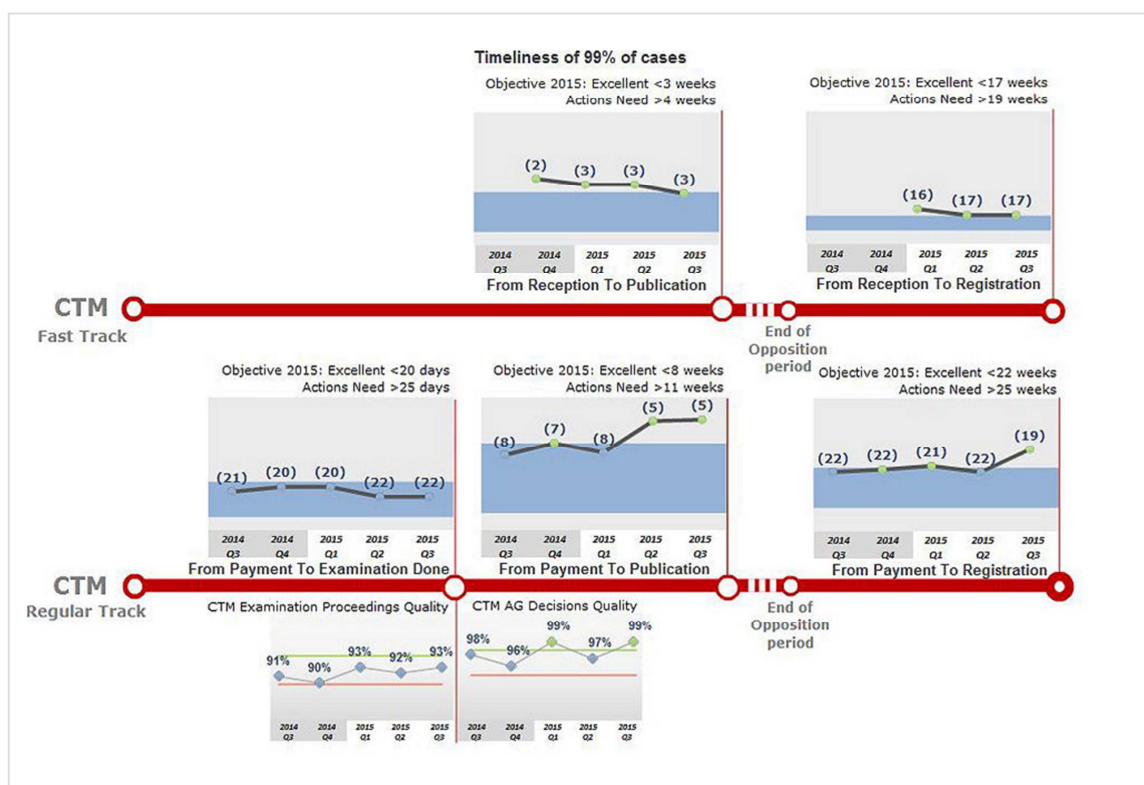


図3 公開されている品質目標の達成度を測るための指標の例
(OHIMのウェブサイトより)⁵⁹

各指標について進捗状況を示すとともに、「良好な基準 (Excellent)」と「対策が必要な基準 (Actions Needs)」も示されている。各指標が、「対策が必要な水準」になった場合には、同じウェブサイト⁶⁰に改善のために実施すべきアクションが掲載される。

品質目標を達成するためのアクションは、戦略プラン及び OHIM のウェブサイトで公開されているもの以外に、年次報告、成績・品質・リスク四半期報告及び品質委員会・知識サークル (Knowledge Circle) の会議議事録等の内部文書にも記載されている。

⁵⁹ OHIM 「OHIM Service Charter」 ~CTM timeliness and quality of decisions~ 「CTM」 参照。
<https://oami.europa.eu/ohimportal/en/ohim-service-charter> (最終アクセス日：2016年2月12日)

⁶⁰ OHIM 「OHIM Service Charter」 ~CTM timeliness and quality of decisions~ 「ACTION」 参照。

C. 国家工商行政管理総局商標局（SAIC）

（１）回答結果

SAIC から回答を得ることはできなかった。

（２）公開情報調査から得られた情報

SAIC のウェブサイト及び公開情報から品質目標を得ることはできなかった。

D. 韓国特許庁 (KIPO)

(1) 回答結果

KIPO から、商標審査の品質目標がある旨の回答があった。

(2) 公開情報調査から得られた情報

KIPO のウェブサイトには、KIPO が発行する「2015 年度業績管理実施計画」⁶¹が掲載されており、そこには、KIPO の 6 つの戦略目標とそれらに対応する施策が示されている。それら戦略目標のうち、品質に関する目標として次の戦略目標 1 が掲げられている。

戦略目標 1 世界最高水準の審査・審判サービスを提供する。

(전략목표 I 세계 최고 수준의 심사·심판 서비스를 제공한다.)

この戦略目標 1 の達成のために、成果目標や指標等が表 5 のようにまとめられている。

表 5 KIPO 戦略目標 1 の成果目標・管理課題・成果指標

成果目標	管理課題	成果指標
I-1. 創造的なアイデアの迅速正確な権利化をサポートする審査		品質管理指数 (%)
	①審査審判処理期間の短縮、審査審判処理期間	審査審判処理期間達成度 (%)
	②審査審判の品質向上	先行技術検索忠実度 (%)
		審判の品質指数 (%)
I-2. 専門教育の強化を通じた審査審判能力の向上		審査審判官専門指数 (点)
	①新技術と法制度教育の強化を通じた審査審判高度化	審査審判教育現場適用度 (%)
		教育課程運営率 (%)
I-3. 顧客中心の知的財産制度の構築運営		特許・商標制度の改善、顧客満足度 (%)
	①顧客のカスタマイズ審査。審判制度の構築・運営	制度の改善忠実度 (%)
		制度の改善の進捗度 (%)

このうち成果目標「創造的なアイデアの迅速正確な権利化をサポートする審査」

⁶¹ KIPO 「2015 년도 특허청 성과관리시행계획 (2015 年度業績管理実施計画)」

http://www.kipo.go.kr/kpo/user.tdf?a=user.sil_kuk.pmplan.BoardApp&board_id=pmplan&cp=1&pg=1&npp=10&catmenu=m05_01_03&sdate=&edate=&searchKey=&searchVal=&bunryu=&st=&c=1003&seq=1234 (最終アクセス日：2016 年 2 月 19 日)

に対応する成果指標として、品質管理指数が設けられている。「2015 年度業績管理実施計画」には、その品質管理指数の具体的な計算方法と目標についても記載されている。品質管理指数は、表 6 に示す通り、5 つのコンポーネントから計算される指標であり、2015 年の目標値は 100 と示されている。

表 6 品質管理指数のコンポーネント

コンポーネント		加重	目標
審査評価結果 (심사평가결과)		30	
	特・実 (특・실)	15	99.54 以上
	商標・意匠 (상・디)	15	99.79 以上
審査品質の満足度 (심사품질 만족도)		20	73.66 以上
先行技術検索履歴化率 ⁶² (선행기술검색 이력화율)		25	70%
着手登録決定件の技術対比充実度 ⁶³ (착수등록결정건의 기술대비 충실도)		25	60%

この品質管理指数は、各コンポーネントについて、目標値に対する達成率を算出し、コンポーネントの重要度に応じた加重を乗じて足し合わせ、最後に 100 を加えることで算出している。いずれかのコンポーネントが目標未達であり、加重を乗じて算出した達成率が負となった場合は、合算した品質管理指標の値は 100 より小さくなる。反対に、目標達成の場合は加重を乗じて算出した達成率が正の値となるため、品質管理指標は 100 以上の数字となり得る。

品質管理指数のコンポーネントには、特許以外に商標及び意匠の審査評価結果も含まれていることから、品質管理指数は特許、意匠及び商標の審査品質を総合した指標となっている。

⁶² 韓国法律事務所からの情報によると、表中「先行技術検索履歴化率」とは、先行技術を検索した履歴化の割合をいい、審査報告書に検索履歴を添付した比率を測定していると推定される。

⁶³ 同じく韓国法律事務所からの情報によると、表中「着手登録決定件の技術対比充実度」とは、登録される案件と引例技術との比較の充実度をいい、審査報告書の登録理由の記載欄に登録理由を記載した案件の比率を測定しているものと推察される。

E. オーストラリア特許庁 (IP Australia)

(1) 回答結果

IP Australia から、商標審査の品質目標は、IP Australia のウェブサイトの開示されているとの回答が得られた。

IP Australia の中期の戦略プラン⁶⁴において、オーストラリアの繁栄のために世界一流の知財システム (world leading IP system) を提供するという Vision の達成にむけて、職員及び組織の能力向上により品質向上を図ることが述べられている。審査の品質向上の取組は、戦略プランの下に作成されたコーポレートプラン⁶⁵における Programme 1.1: IP Rights Administration and Professional Registration (知的財産管理及び専門登録) に位置づけられている。

品質目標は「審査品質公約⁶⁶ (Product Quality Commitments)」としてウェブサイト⁶⁷に公開されている。審査品質公約は、審査品質に影響を与える重要度に応じて階層 1 から階層 3 にレベル分けがなされ、商標審査マニュアル⁶⁸に記載された「審査品質基準⁶⁹ (Product Quality Standards)」に関連する合計 6 の目標が設定されている。それぞれの目標の達成基準は、審査品質基準に対しての適合度で規定されている。

審査品質公約

審査品質基準階層 1

知財権の有効性を妨げ得る事項に関連した審査品質標準に関して

- ・適切な調査及び調査方法がとられている。
- ・すべての関連する拒絶理由が正しく採用されている。

許容品質レベル：案件の 93.5% が審査品質基準に合致している。

審査品質標準階層 2

出願人又は IP Australia にとって、相当量のやり直し及び／又は不都合が必要に

⁶⁴ IP Australia ウェブサイト「Strategic plan」

http://www.ipaustralia.gov.au/pdfs/IPA_Strategic_Plan_external_WEB.pdf (最終アクセス日：2016 年 1 月 30 日)

⁶⁵ IP Australia ウェブサイト「IP Australia Corporate Plan」

http://www.ipaustralia.gov.au/pdfs/Corporate_Plan.pdf (最終アクセス日：2016 年 1 月 30 日)

⁶⁶ ここでの成果物 (Product) は、実質的に審査結果を指すので「Product Quality」を「審査品質」

⁶⁷ IP Australia ウェブサイト「Trade Marks service level commitments」

<http://www.ipaustralia.gov.au/about-us/doing-business-with-us/customer-service-charter/trade-marks-service-level-commitments/> (最終アクセス日：2016 年 1 月 30 日)

⁶⁸ IP Australia ウェブサイト

http://www.ipaustralia.gov.au/pdfs/trademarkmanual/trade_marks_examiners_manual.htm (最終アクセス日：2016 年 1 月 29 日)

⁶⁹ IP Australia ウェブサイト Part1「2.Examination Quality Standards」

http://www.ipaustralia.gov.au/pdfs/trademarkmanual/trade_marks_examiners_manual.htm (最終アクセス日：2016 年 1 月 29 日)

なる事項に関連した審査品質標準に関して

- ・全ての拒絶理由通知等（objections）が出されている。
- ・報告書に無効な拒絶理由等（objections）が含まれていない。
- ・報告書は網羅的、かつ必要な情報が記載されている。

許容品質レベル：案件の 90%が審査品質基準に合致している。

審査品質標準階層 3

審査の品質の全般的な受取られ方という観点で重要な事項に関する審査品質標準に関して

- ・方式的な記載が完璧で正しいこと。

許容品質レベル：案件の 85%が審査品質基準に合致している。

審査品質公約の各目標の達成度は、四半期ごとに発行されてウェブサイトで公開されている品質レポート⁷⁰に公表されている。ただし、各目標の達成率の具体的な計算方法等は公開されていない。

⁷⁰ IP Australia ウェブサイト「Reports」に掲載される「Customer Service Charter Quarterly Report」
<http://www.ipaustralia.gov.au/about-us/what-we-do/reports/>（最終アクセス日：2016 年 1 月 30 日）